



## 設計内訳書（道路除草）

工事名	令和8年度 町道及び法面除草業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
寄植せんだ	樹種：せんだ 中木, 樹高:1.0~2.0	m2	200				単 1号
寄植せんだ	樹種：せんだ 低木, 樹高:1.0未満	m2	1,170				単 2号
抜根除草	施工内容: 植込み地, 施工規模: 100m2以上, 施工場所別補正: 供用区間 標準(歩道及び交通島)	m2	870				単 3号
防除	薬剤種類: スミチオン, 施工内容: 中木樹高200cm以上300cm未満, 施工規模: 50本以上, 時間制約補正: 無し, 夜間	本	207				単 4号
除草工		式	1				
道路除草工		式	1				
道路除草(複合)	作業形態: 除草	m2	89,500				単 5号
除草処分		kg	47,800				単 6号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

## 設計内訳書（道路除草）

工事名	令和8年度 町道及び法面除草業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員		人日					単 7号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				



# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 1号	寄植せんだ	樹種:せんだ 中木,樹高:1.0~2.0	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(寄植せんだ)		中木,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 15号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 2号	寄植せんだ	樹種:せんだ 低木,樹高:1.0m未満	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(寄植せんだ)		低木,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 16号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	抜根除草	施工内容:植込み地,施工規模:1000m2以上,施工場所別補正:供用区間標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
植樹管理(抜根除草)		植込み地,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)	m2	1			単 17号	
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	防除	薬剤種類:スミチオン,施工内容,中木樹高200cm以上300cm未満,施工規模:50本以上,時間制約補正:無し,夜	単位	本	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹木管理(防除)(高木・中木・低木)			本	1			単 18号	
合計								
単価							円/本	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 5号	道路除草(複合)	作業形態:除草	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬		有り,ダンプトラック(オノロード・ティンセル・2t積),11.5km以下,全ての費用	m2	1				
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 6号	除草処分		単位	kg	単位数量	1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)		無	t	1				単 19号
合計								
単価							円/kg	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 7号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日					単 20号
合計								
単価							円/人日	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 8号	人力除草		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力除草			m2	1				単 21号
集草			m 2	1				単 22号
合計								
単価							円/m2	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 9号	機械除草		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
機械除草 I (肩掛式)				m 2	1			単 23号
集草				m 2	1			単 22号
合計								
単価								円/m2

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 10号	寄植剪定		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
植樹管理(寄植せん定)		低木,1000m2以上,無,無,供用区間標準(歩道及び交通島)		m2	1			単 16号
合計								
単価								円/m2

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 11号	高中木夏季剪定	軽剪定,針葉樹,幹周60~90cm未満	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
造園工				人				
普通作業員				人				
合計								
単価								円/本

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	高中木夏季剪定	軽剪定,落葉広葉樹,幹周60~90cm	単位	本	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
造園工				人				
普通作業員				人				
合計								
単価								円/本

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 13号	除草運搬		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック2tによる公園外への運搬		有, 11.2km以下	台	1			単 24号	
合計								
単価							円/台	

# 1次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 14号	除草処分		単位	kg	単位数量	1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)		無	t	1			単 19号	
合計								
単価							円/kg	

# 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 15号	植樹管理(寄植せんだ)	中木, 1000m2以上, 無, 無, 供用区間標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工. 植樹管理 寄植せんだ 中木			m2	100				
合計								
単価							円/m2	

# 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 16号	植樹管理(寄植せんだ)	低木, 1000m2以上, 無, 無, 供用区間標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工. 植樹管理 寄植せんだ 低木(株物)			m2	100				
合計								
単価							円/m2	

## 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 17号	植樹管理(抜根除草)	植込み地, 1000m2以上, 無, 無, 供用区 間 標準(歩道及び交通島)	単位	m2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路植栽工 植樹管理 除草 抜根除草 植込み地			m2	100				
合計								
単価							円/m2	

## 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 18号	樹木管理(防除)(高木・中木・低木)		単位	本	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
薬剤 スミチオン			本	3.2				
植樹管理(防除)(高木・中木・低木)		中木樹高200cm以上300cm未満, 50本 以上, 無, 無, 供用区間 標準(歩道及 び交通島)	本	100				単 25号
合計								
単価							円/本	

## 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 19号	処分費(t)	無	単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 刈草			t	100				
合計								
単価							円/t	

## 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 20号	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人					
合計								
単価							円/人日	



## 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 23号	機械除草1 (肩掛式)	条件	単位	m <sup>2</sup>	単位数量	1,000	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人					
	特殊作業員		人					
	普通作業員		人					
	軽作業員		人					
	草刈機[肩掛式] カッタ径255mm		日					
	諸雑費(率+まるめ)		式	1				
	合計							
	単価							円/m <sup>2</sup>

## 2次単価表

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 24号	トラック2tによる公園外への運搬	有, 11.2km以下	単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	トラック[普通型] 2t積	0, 岩石工の割増対象にしない, 普通, 0時間, 交替制を適用しない, 0, しな い, しな, 0時間	時間					単 26号
	合計							
	単価							円/台

— 特記仕様書 —

施工条件明示書

工事番号	七建第26-27号	工事名	令和8年度 町道及び法面除草業務委託	事務所名	七ヶ浜町 建設課
項目		条件	内 容	施工方法	備考
1 共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。				
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置					
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)			
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。			
(3) 上記以外	<input checked="" type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手			
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html					
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置					
建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。					
4 積算基準及び設計単価の適用期日					
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	本工事は、当初工事請負契約締結後において、資材単価・労務単価の急激な変動等が発生した場合、請負者からの申し出により、設計単価の変更を協議する。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。		
			適用「なし」 の理由		
5 工程関係					
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(2) 施工時期による制限	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	年2回の除草作業は、前期5月～7月、後期9月～10月の期間で行うこと		
(3) 関係機関等との協議の未成立	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	刈草の処分について	乾燥後に運搬処分を行うこと	
6 公害対策関係					
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	作業時間の制限について	通勤、通学の時間帯は避けること。	
7 安全対策関係					
(1) 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	交通安全誘導警備員を配置すること		
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
8 排水工関係					
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>			
9 建設副産物対策関係(建設発生土)					
(1) 建設発生土の処理・処分について	本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。				
			処理・処分する場所		
			名称	所在地	
(2) 建設発生土	処理・処分	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
				処理・処分方法	距離
					制限時間
					備考
				km	時 分 ~ 最大粒径30cm以上は要協議 含水比の高い土はばっ気してから搬入すること。
					時 分

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)										
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。								
		処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間					
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。										
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない		km	時	分	～	分
		アスファルト塊	○ある	●ない		km	時	分	～	分
		建設発生木材	○ある	●ない		km	時	分	～	分
		建設汚泥	○ある	●ない		km	時	分	～	分
		その他	●ある	○ない	宮城県東部衛生処理組合	11.2 km	9 時	00 分	～	16 時
(3) 再生材の利用		○ある	●ない	種類・数量						
11 現場環境改善										
(1) 現場環境改善費(率計上)について		○ある	●ない	本工事は、現場環境改善費(率計上)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。						
				計上費目	実施する内容(率計上)					
				仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減					
				営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等					
				安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等)					
				地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーション)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献					
(2) 避暑(熱中症対策)・避寒対策費について		避暑(熱中症対策)・避寒対策を実施した場合、その費用を設計変更の対象とする。(共通仮設費の現場環境改善費(積み上げ分)として計上)実施に当たっては、対策内容がわかる資料により発注者と協議すること。費用については、注文書及び請求書、またはそれに代わる書類により協議すること。ただし、設計変更の上限額は、土木部標準積算基準書により算出した現場環境改善費(率計上)の50%とする。なお、設計変更の対象となる内容は、遮光設備や大型扇風機、製氷機の設置費用など現場の施設や設備に対する対策であり、空調服や経口保水液の購入費用など作業員個人に対する対策は対象外となる。								
(3) 快適トイレの設置費について		受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費(営繕費)の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。								
12 品質証明										
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。						
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。						
13 標準的な設計図書による発注方式		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。						
14 資材関係										
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。								
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。								
(3) 宮城県グリーン製品の利用		必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。							
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		○ある	●ない	2. 盛土材、埋戻し材						
		○ある	●ない	3. その他( )						
(4) 県内産製品の使用		○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html</a>						
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm <sup>2</sup> 以上とする。								
15 設計変更の手続き										
(1) 設計変更の手続きについて		設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html</a> トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】								
16 その他										
(1) 舗装の下請制限について		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。						
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無		○ある	●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。						
(3) 三者会議の対象の有無		○ある	●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。						

(4)貸与資料の有無	○ある    ● <b>ない</b>	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料( )
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある    ● <b>ない</b>	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。	
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	○ある    ● <b>ない</b>	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8)盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。詳細については、以下のホームページを参考とすること。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html</a>	

# 働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件	内 容
<b>17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無</b>		
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○対象 ●対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」,「標準型」,「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○対象 ●対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
<b>18 業務効率化</b>		
(1)工事情報共有システムの活用	○対象 ●対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	●あり ○なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)
<b>19 週休2日工事の適用の有無</b>		
(1)週休2日工事	○対象 ●実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。
(2)週休2日工事の種別	●現場閉所型 ○交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制 :現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分		当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。
<b>20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無</b>		
(1)女性活躍推進モデル工事	○対象 ●対象外	実施にあたっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
<b>21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無</b>		
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○対象 ●対象外	実施にあたっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

# 東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	施行方法	備考
<b>22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用</b>				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費                      労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <b>9.19%</b>                      2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: <b>1.24%</b></p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>	
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	<p>本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。                      労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。</p>	
<b>23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更</b>				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。                      輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)                      2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場                      の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)                      3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由                      4 製造・生産工場を選定した理由                      5 見積もり書                      6 その他、必要と思われる事項</p>
<b>24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算</b>				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●ない	<p>本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。</p>	<p>本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。</p>
<b>25 その他</b>				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	<p>・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。                      ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。</p>	
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●ない	<p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。</p> <p>補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1</p>	

# 特記事項

1 追加事項1			
(1) 追加 刈草の処分方法について	処分場に運搬する際は、湿潤状態ではなく、乾燥状態にして運搬すること。	ストック等により、乾燥させる。	
(2) 追加 砕石飛散防止について	民家・道路沿いで除草作業を行う際は、砕石等飛散防止対策を行うこと。		
(3) 追加 処分費について	処分費の増額は認めない。		
(4) 追加 作業期間について	年2回の除草作業は、前期を5月～7月、後期を9月～11月の期間で行うこと。		
(5) 追加 施工体制について	業務効率を上げるため、2班体制以上で実施すること。		
(6) 追加 打合せ協議について	双方で業務内容を確認するため、契約後、前期作業の前及び後期作業の前に実施すること。 その他、必要に応じて実施すること。		
(7) 追加 業務計画書の提出について	工程計画、安全管理(砕石等飛散防止や第三者への配慮など)、作業員への教育、緊急連絡体制などの内容について、契約後速やかに発注者に提出すること。		
(8) 追加 交通安全について	道路除草については、車両の通行や歩行者の安全確保のため、交通誘導員を1日当たり1名配置を検討している。 なお、交通誘導員の人数は、標準作業量より日数を算定し、算出している。		
(9) 追加 薬剤散布回数について	サクラへの薬剤散布回数は年1回とする。		
(10) 追加 薬剤散布前確認について	散布前に、発注者へ製品安全データシートを提出し、確認を受けること。 また、農業管理指導士の認定を受けたものが指導を行うこと。		
(11) 追加 除草の幅員について	契約図書に記載された幅員は、路線によって平準化された数値であるため、施工の際は構造物等の端部まで除草を行うこと。		
(12) 追加 その他	側溝端、歩車道境界ブロックと舗装等の隙間から生える草も除草の対象とする。		

令和8年度

(町道除草)

数量計算書

七ヶ浜町

## 町道除草業務 数量総括表

### 町道・町道法面除草

番号	除草場所	機械除草(m <sup>2</sup> )	抜根除草(m <sup>2</sup> )	寄植剪定(m <sup>2</sup> )	桜防除(本)
I	町道除草	51,242	-	(中木) 200	-
A)	七ヶ浜縦断線など	1,176	598	(低木) 925	203
B)	パシフィックライン	-	35	-	4
C)	亦楽小学校前緑地	2,290	246	(低木) 247	-
II	町道法面除草	34,824	-	-	-
	合計	89,532	879	1,372	207
	<b>設計数量</b>	<b>89,500</b>	<b>870</b>	<b>1,370</b>	<b>207</b>

機械除草処理換算 ※  $0.86\text{kg}/\text{m}^2 \times 89,500 \text{ m}^2 \div = 77,000 \text{ kg}$

抜根除草処理換算 ※  $1.35\text{kg}/\text{m}^2 \times 870 \text{ m}^2 \div = 1,200 \text{ kg}$

寄植剪定処理換算 ※  $1.01\text{kg}/\text{m}^2 \times 1,370 \text{ m}^2 \div = 1,400 \text{ kg}$

処理換算合計数量 79,600 kg

前年度実績により・・・ 設計値の60%  $\times 79,600 \text{ kg} \div = 47,800 \text{ kg}$

※ 建設省仙台工事事務所業務報告書参照

## 町道除草業務 数量計算書①

## I 町道除草（機械除草）

番号	名称	延長 (m)	刈幅 (m)	片側or両側	除草面積 (㎡)	年回数
①	七ヶ浜縦断線	1,500	1.0	2	3,000	2
②	七ヶ浜横断線	1,950	1.0	2	3,900	2
②'	七ヶ浜横断線	287	1.0	1	287	2
③	君ヶ岡線	1,470	1.0	2	2,940	2
③'	君ヶ岡線	80	3.0~0	1	120	2
④	小田小友線	860	1.0	2	1,720	2
⑤	浜辺線	540	1.0	2	1,080	2
⑥	小田線	180	1.0	2	360	2
⑦	要害1号線	170	1.0	2	340	2
⑧	笠岩線	540	1.0	2	1,080	2
⑨	野山上納線	300	3.0	1	900	2
	野山上納線	600	0.5	1	300	2
⑩	松ヶ浜謡線	250	1.0	2	500	2
⑪	東君ヶ岡線	560	1.0	2	1,120	2
⑫	遠山線	32	2.2	1	70	2
⑬	西浦田線	350	1.0	2	700	2
⑭	代ヶ崎浜細田線	740	1.0	2	1,480	2
⑮	高山2号線	1,029	1.0	2	2,058	2
⑯	久保線	700	0.5	2	700	2
		18	2.0	1	36	2
⑰	県道塩釜七ヶ浜多賀城線	47	4.0	1	188	1
	県道塩釜七ヶ浜多賀城線	7	4.0	1	28	1
⑱	笹山線(両側)	531	1.0	2	1,062	2
	笹山線(片側)	216	1.0	1	216	2
⑲	笹山団地支線 1号線	201	1.0	2	402	2
⑳	笹山団地支線 2号線	124	1.0	2	248	2
㉑	吉田浜線	100	0.3	2	60	2
㉒	葦ヶ森2号線	130	0.5	2	130	2
㉓	菖蒲田海岸線	500	1.0	1	500	2
㉔	東沢田線	50	1.0	1	50	2
㉕	前畑線	100	1.0	1	100	2
㉖	神明裏線	54	1.0	1	54	2
	合計				25,729	㎡
	年間除草作業数量 (年1回分+年2回分)				51,242	㎡

## 町道除草業務 数量計算書②

### 町道除草-②① 吉田浜線 寄植剪定(年1回)

① 寄植剪定 年1回 中木 別紙図面

$$80 \times 2 + 80 \times 0.5 = 200 \text{ m}^2$$

### A) 七ヶ浜縦断線等 機械除草(年2回),抜根除草(年1回,年2回),寄植剪定(年1回),桜防除(年1回)

#### 町道 I-A) 七ヶ浜縦断線

① 機械除草 年2回 別紙図面・プランメーターにより計測

$$C \quad 2 \times 37 + 376 = 450 \text{ m}^2$$

$$D \quad 2 \times 15 + 10 + 10 + 13 + 35 = 138 \text{ m}^2$$

$$15 + 20 + 5$$

$$\text{合計} = 588 \text{ m}^2$$

除草回数 年2回

$$= 1,176 \text{ m}^2$$

② 抜根除草 年1回 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の1/3を計上

$$A \quad 2 \times 40 + 5 + 350 + 460 + 30 = 925 \times 1/3 = 308 \text{ m}^2$$

$$B \quad 2 \times 17 + 22 = 56 \times 1/3 = 18 \text{ m}^2$$

$$\text{合計} = 326 \text{ m}^2$$

③ 抜根除草 年2回 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の1/3を計上

$$E \quad 45 + 8 + 200 + 57 = 310 \times 1/3 = 103 \text{ m}^2$$

$$F \quad 20 + 17 + 17 + 20 + 25 = 99 \times 1/3 = 33 \text{ m}^2$$

$$\text{合計} = 136 \text{ m}^2$$

除草回数 年2回

$$= 272 \text{ m}^2$$

④ 寄植剪定 年1回 低木 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の2/3を計上

$$A \quad 925 \times 2/3 = 616 \text{ m}^2$$

$$B \quad 56 \times 2/3 = 37 \text{ m}^2$$

$$E \quad 310 \times 2/3 = 206 \text{ m}^2$$

$$F \quad 99 \times 2/3 = 66 \text{ m}^2$$

$$\text{合計} = 925 \text{ m}^2$$

#### サクラ 高木(幹回り60cm未満)

#### 対象本数

$$I-A) \text{ 七ヶ浜縦断線} \quad 203 \text{ 本} \times \text{年} \quad 1 \text{ 回} = 203 \text{ 本}$$

$$I-B) \text{ パシフィックライン} \quad 4 \text{ 本} \times \text{年} \quad 1 \text{ 回} = 4 \text{ 本}$$

$$\text{合計} = 207 \text{ 本}$$

## 町道除草業務 数量計算書②

### B) パシフィックライン 抜根除草(年1回)

町道 I-B) パシフィックライン

ILB歩道部 年1回 別紙図面・プランメーターにより計測

$$14 + 5 + 5 + 5 + 4 + 2 = 35 \text{ m}^2$$

### C) 亦楽小前緑地帯 機械除草(年2回)、抜根除草(年1回)、寄植剪定(年1回)

町道 I-C) 亦楽小前緑地帯

① 機械除草 年2回 別紙図面・プランメーターにより計測

$$650 + 390 + 40 + 25 + 40 = 1145 \text{ m}^2$$

除草回数 年2回

$$2290 \text{ m}^2$$

② 伐根除草 年2回 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の1/3を計上

$$370 \div 3 = 123 \text{ m}^2$$

除草回数 年2回

$$246 \text{ m}^2$$

③ 寄植剪定 年1回 低木 別紙図面・プランメーターにより計測 面積の2/3を計上

$$10 + 20 + 30 + 80 + 40 +$$

$$20 + 110 + 10 + 15 + 35$$

$$= 370 \times \frac{2}{3} = 247 \text{ m}^2$$

## 町道除草業務 数量計算書③

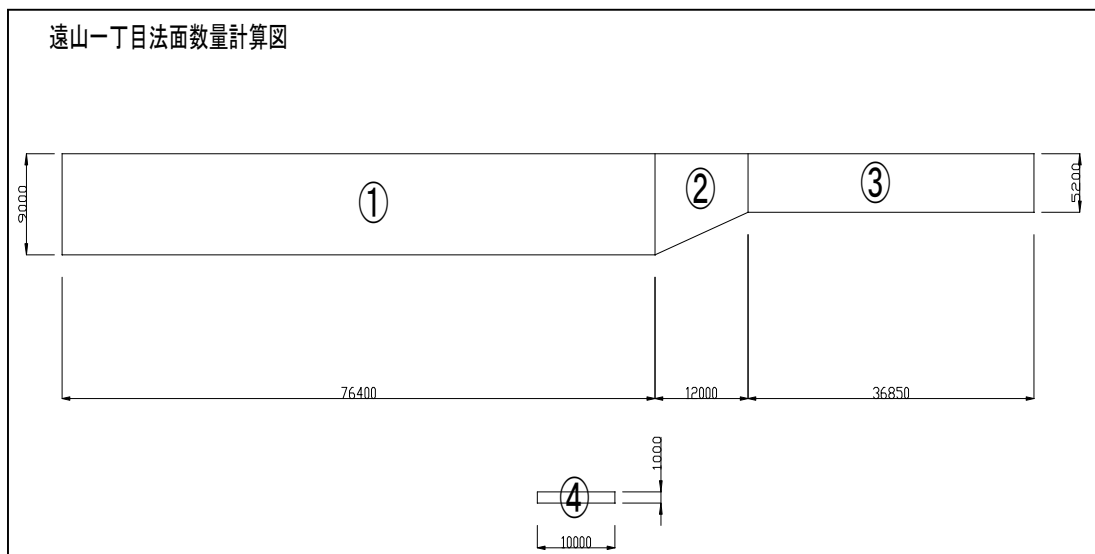
## II 町道法面除草

番号	名称		除草面積 (㎡)	年回数
①	遠山一丁目法面	別紙計算書のとおり	971	2
①'	遠山一丁目法面	別図面のとおり	37	2
②	遠山三丁目法面	別紙計算書のとおり	1,045	2
③	遠山五丁目法面	別紙計算書のとおり	389	2
④	東宮浜緑地帯	別紙計算書のとおり	991	2
⑤	松ヶ浜漁港前法面	別紙計算書のとおり	333	2
⑥	吉田浜野山法面	別図面のとおり	660	2
⑦	要害3号線法面	別図面のとおり	300	2
⑧	七ヶ浜縦断線法面	別図面のとおり	10,205	2
⑨	松ヶ浜西原	別図面のとおり	190	2
⑩	君ヶ岡線法面	別図面のとおり	148	2
⑪	笹山線法面	別図面のとおり	649	2
⑬	境山一丁目法面	別図面のとおり	282	2
⑭	境山一丁目法面	別図面のとおり	23	2
⑮	要害5号線法面	別図面のとおり	60	2
⑯	要害6号線法面	別図面のとおり	144	2
⑰	遠山四丁目団地線法面	110.0(L)×1.0(W)	110	2
⑱	天神堂線法面	190.0(L)×1.0(W)	190	2

番号	名称	延長 (m)	刈幅 (m)	片側or両側	除草面積 (㎡)	年回数
⑫	湊松ヶ浜海岸線法面	597	1.0	1	685	2

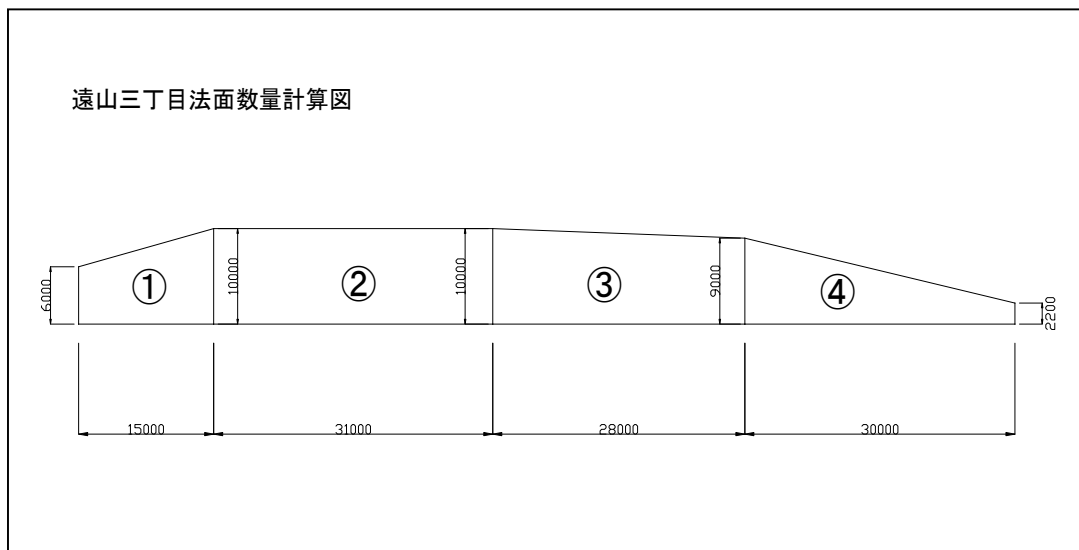
	合計				17,412	㎡
	年間除草作業数量				34,824	㎡

## II 町道法-① 遠山一丁目法面 数量計算書



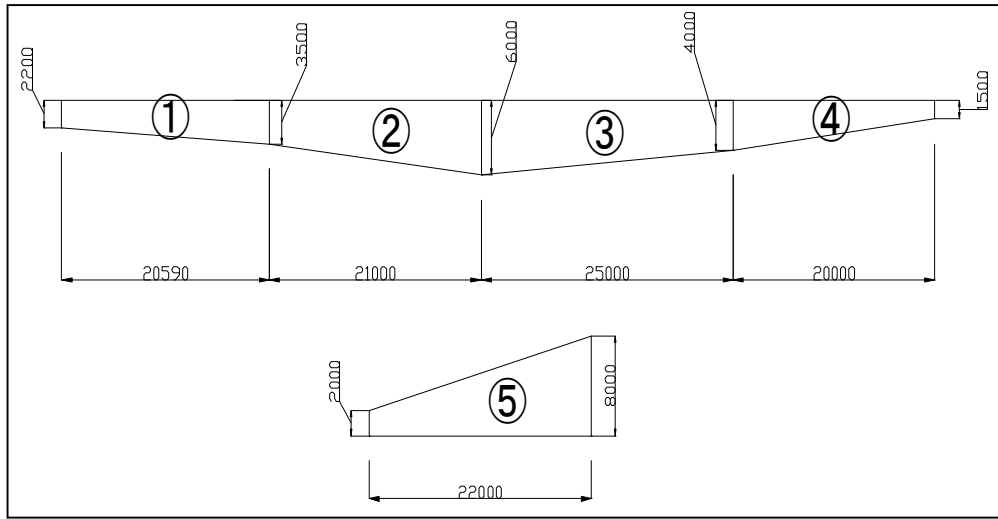
①	9.0	×	76.4	=	687.6	m <sup>2</sup>
②	(( 9.0 + 5.2 ) ÷ 2.0 )	×	12.0	=	85.2	m <sup>2</sup>
③	5.2	×	36.9	=	191.9	m <sup>2</sup>
④	-4.0 + 10.0	×	1.0	=	6.0	m <sup>2</sup>
合計					970.7	m <sup>2</sup>
					971.0	m <sup>2</sup>

## II 町道法-② 遠山三丁目法面 数量計算書



①	(( 6.0 + 10.0 ) ÷ 2.0 )	×	15.0	=	120.0	m <sup>2</sup>
②	10.0	×	31.0	=	310.0	m <sup>2</sup>
③	(( 10.0 + 9.0 ) ÷ 2.0 )	×	28.0	=	266.0	m <sup>2</sup>
④	(( 9.0 + 2.2 ) ÷ 2.0 )	×	30.0	=	168.0	m <sup>2</sup>
⑤	1.0	×	1.0	=	1.0	m <sup>2</sup>
(⑤はコンクリート法枠内の梅の根本)						
⑥	遠山三丁目10-297			=	180.0	m <sup>2</sup>
合計					1,045.0	m <sup>2</sup>

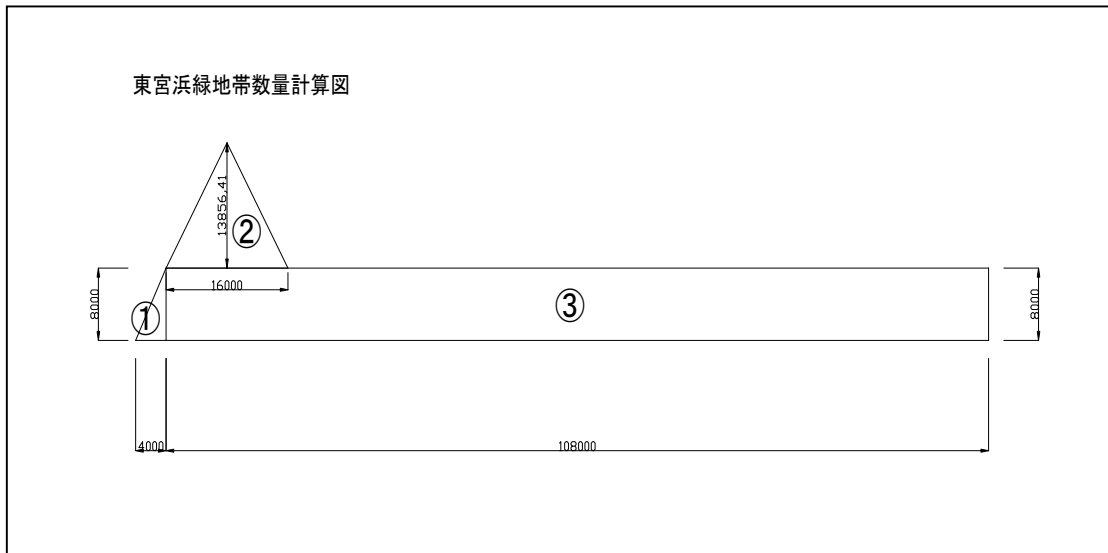
II 町道法-③ 遠山五丁目法面 数量計算書



$$\begin{aligned} \textcircled{1} & (( 2.2 + 3.5 ) \div 2.0 ) \times 20.6 = 58.7 \text{ m}^2 \\ \textcircled{2} & (( 3.5 + 6.0 ) \div 2.0 ) \times 21.0 = 99.8 \text{ m}^2 \\ \textcircled{3} & (( 6.0 + 4.0 ) \div 2.0 ) \times 25.0 = 125.0 \text{ m}^2 \\ \textcircled{4} & (( 4.0 + 1.5 ) \div 2.0 ) \times 20.0 = 55.0 \text{ m}^2 \\ \textcircled{5} & (( 8.0 + 2.0 ) \div 2.0 ) \times 22.0 = 110.0 \text{ m}^2 \\ & \text{合計} \qquad \qquad \qquad 448.5 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$= 449 - 60.0 = 389.0 \text{ m}^2 \quad \text{※モルタル分控除}$$

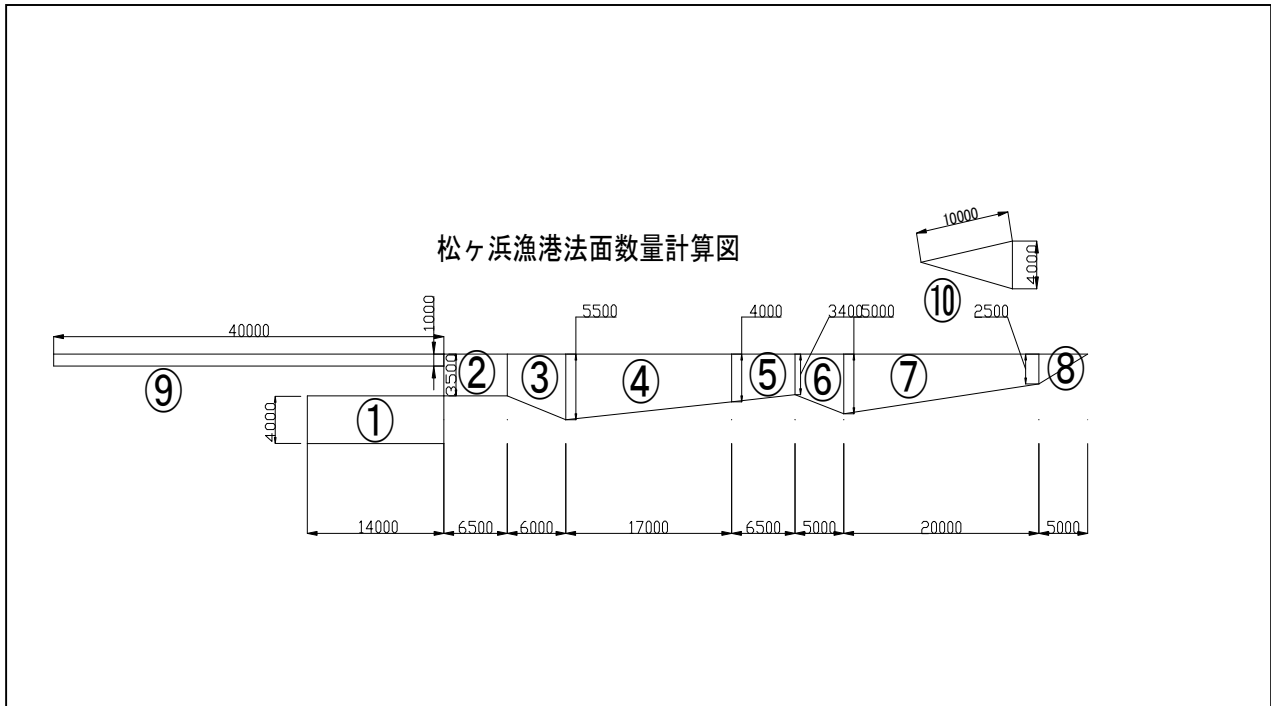
II 町道法-④ 東宮浜緑地帯 数量計算書



$$\begin{aligned} \textcircled{1} & ( 4.0 \times 8.0 ) \div 2.0 = 16.0 \text{ m}^2 \\ \textcircled{2} & ( 13.9 \times 16.0 ) \div 2.0 = 111.2 \text{ m}^2 \\ \textcircled{3} & 108.0 \times 8.0 = 864.0 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{合計} \qquad \qquad \qquad 991.2 \text{ m}^2 \\ & \qquad \qquad \qquad 991.0 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

## Ⅱ 町道法-⑤ 松ヶ浜漁港前法面 数量計算書



①	4.0	×	14.0	=	56.0 m <sup>2</sup>
②	3.5	×	6.5	=	22.8 m <sup>2</sup>
③	(( 3.5 + 5.5 ) ÷ 2.0 )	×	6.0	=	27.0 m <sup>2</sup>
④	(( 5.5 + 4.0 ) ÷ 2.0 )	×	17.0	=	80.8 m <sup>2</sup>
⑤	(( 4.0 + 3.4 ) ÷ 2.0 )	×	6.5	=	24.1 m <sup>2</sup>
⑥	(( 3.4 + 5.0 ) ÷ 2.0 )	×	5.0	=	21.0 m <sup>2</sup>
⑦	(( 5.0 + 2.5 ) ÷ 2.0 )	×	20.0	=	75.0 m <sup>2</sup>
⑧	2.5 × 5.0 ÷ 2.0			=	6.3 m <sup>2</sup>
⑨	40.0 × 1.0			=	40.0 m <sup>2</sup>
⑩	( 4.0 × 10.0 ) ÷ 2.0			=	20.0 m <sup>2</sup>

合計 373.0 m<sup>2</sup>

(モルタル分)  
= 373.0 - ( 20 × 2.0 ) = 333.0 m<sup>2</sup>

## Ⅱ 町道法-⑧ 七ヶ浜縦断線法面 数量計算書

①	30 m <sup>2</sup>	⑪	1,040 m <sup>2</sup>	⑳	250 m <sup>2</sup>
②	90 m <sup>2</sup>	⑫	300 m <sup>2</sup>	㉑	25 m <sup>2</sup>
③	140 m <sup>2</sup>	⑬	100 m <sup>2</sup>	㉒	75 m <sup>2</sup>
④	60 m <sup>2</sup>	⑭	140 m <sup>2</sup>	㉓	120 m <sup>2</sup>
⑤	130 m <sup>2</sup>	⑮	420 m <sup>2</sup>	㉔	40 m <sup>2</sup>
⑥	80 m <sup>2</sup>	⑯	1,940 m <sup>2</sup>	㉕	110 m <sup>2</sup>
⑦	370 m <sup>2</sup>	㉀	600 m <sup>2</sup>	㉖	15 m <sup>2</sup>
⑧	540 m <sup>2</sup>	㉁	1,040 m <sup>2</sup>	㉗	110 m <sup>2</sup>
⑨	860 m <sup>2</sup>	㉂	160 m <sup>2</sup>	㉘	340 m <sup>2</sup>
⑩	620 m <sup>2</sup>	㉃	100 m <sup>2</sup>	㉙	360 m <sup>2</sup>

合計 = 10,205 m<sup>2</sup>

令和8年度

町道及び法面除草業務委託

(法面除草)

数量計算書

七ヶ浜町

法面除草 数量総括表

法 面 除 草

番号	除草場所	人力除草(m <sup>2</sup> )	機械除草(m <sup>2</sup> )	寄植剪定(m <sup>2</sup> )	高木剪定(本) 常緑針葉樹	高木剪定(本) 落葉広葉樹
①一公園	汐見台北工区(公園)	704	6,082	302	-	-
①一法	汐見台北工区(法面)	-	40,676	-	-	-
①一寄植	汐見台北工区(寄植剪定)	-	-	1,340	-	-
②	汐見台南工区(法面)	1,360	25,884	-	-	-
③	弥栄公園	-	3,700	-	-	-
④	遠山五丁目調整池	-	677	-	-	-
⑤	遠山一丁目水路	-	286	-	-	-
⑥	貞山苑	356	-	185	7	2
⑦	砂山苑	482	-	143	6	-
⑧	洞坂トンネル	-	698	151	-	-
⑨	笹山団地2号線法面	-	624	-	-	-
⑩	花洲浜町営住宅法面	-	990	-	-	-
⑪	表浜防潮堤法面	-	4,276	-	-	-
	合計	2,902	83,893	2,121	13	2
	設計数量	(A) 2,900	(B) 83,800	(C) 2,100	(D) 13	(E) 2

集草・運搬 (除草面積総合計: A+B+C) 88,800 m<sup>2</sup>

人力除草処理換算※ 1.35kg/m<sup>2</sup> × (A) 2,900 m<sup>2</sup> ≒ (a) 3,900 kg

機械除草処理換算※ 0.86kg/m<sup>2</sup> × (B) 83,800 m<sup>2</sup> ≒ (b) 72,100 kg

寄植剪定処理換算※ 1.01kg/m<sup>2</sup> × (C) 2,100 m<sup>2</sup> ≒ (c) 2,100 kg

処理換算運搬合計数量 (a+b+c) (F) 78,100 kg

前年度実績により・・・設計値の60% × (F) 78,100 kg ≒ 46,900 kg

高木剪定処理換算 50kg/本 × (D) + (E) 750 kg

処理換算合計数量 47,650 kg

公園外への運搬 (1,000kg/台) 47650kg ÷ 1000kg/台 ≒ 48 台

※ 建設省仙台工事事務所業務報告書参照

法面除草 数量計算書

①-公園 汐見台北工区(公園)

単位: m<sup>2</sup>

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
1 展望公園	57	114	944	1,888	188	188
2 藤棚公園	35	70	255	510		
3 冒険公園	238	476	919	1,838		
4 うぐいす公園	22	44	923	1,846	114	114
合計	352	704	3,041	6,082	302	302

①-法 汐見台北工区(法面)

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年1回						
1) 三丁目法面			3,420	3,420		
年2回						
2) 一～七丁目法面			18,628	37,256		
合計			22,048	40,676		

①-寄植 汐見台北工区(寄植剪定)

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年1回					年1回	
1 マロニエ線					584	584
2 プラタナス線					270	270
3 汐見台三丁目16号線					486	486
合計					1,340	1,340

② 汐見台南工区(法面):石等飛散防止対策をすること

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
1 南工区法面(1)			6,100	12,200		
2 南工区法面(年1回)			1,000	1,000		
3 南工区法面(2)	680	1,360	4,750	9,500		
4 南工区法面(年2回)			520	1,040		
5 南工区自然緑地			1,072	2,144		
合計	680	1,360	13,442	25,884		

法面除草 数量計算書

③ 弥栄公園

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
① 西側			1,687	3,374		
② 東側			163	326		
合計			1,850	3,700		

④ 遠山五丁目調整池

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
調整池周囲			103	206		
調整池中(年1回)			471	471		
合計			574	677		

⑤ 遠山一丁目水路

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
水路周囲			143	286		
合計			143	286		

⑥ 貞山苑

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
苑内	178	356			185	185
合計	178	356			185	185

高木剪定 年1回	常緑針葉樹	7本
	落葉広葉樹	2本

⑦ 砂山苑

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回					年1回	
苑内	241	482			143	143
合計	241	482			143	143

高木剪定 年1回	常緑針葉樹	6本
----------	-------	----

⑧ 洞坂トンネル

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年1回					年1回	
洞坂トンネル周辺			698	698	151	151
合計			698	698	151	151

法面除草 数量計算書

⑨ 町道笹山団地支線2号線法面

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
笹山団地支線2号線法面			312	624		
合計			312	624		

⑩ 花渚浜町営住宅法面

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
花渚浜町営住宅			495	990		
合計			495	990		

⑪ 表浜防潮堤法面

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
年2回						
表浜防潮堤			2,138	4,276		
合計			2,138	4,276		

合計 ①～⑩の計

	人力除草	年間数量	機械除草	年間数量	寄植剪定	年間数量
合計	1,451	2,902	44,429	83,893	2,121	2,121

高木剪定 年1回	常緑針葉樹	13 本
	落葉広葉樹	2 本

## ①一公園 汐見台北工区(公園)

(単位:㎡)

①一公園 1 展望公園									
人力除草	37	+	20				=	57	
機械除草	657	+	268	+	19		=	944	
寄植剪定	7	+	20	+	37	+	25	+	99 = 188
①一公園 2 藤棚公園	令和8年度								
人力除草	14	+	21				=	35	
機械除草	255						=	255	
①一公園 3 冒険公園									
人力除草	7	+	88	+	11	+	25	+	
	76	+	31				=	238	
機械除草	710	+	209				=	919	
①一公園 4 うぐいす公園									
人力除草	2	+	9	+	11				22
機械除草	409	+	136	+	15	+	363		= 923
寄植剪定	15	+	15	+	84				= 114

## ①一法 汐見台北工区(法面)

①一法 1)三丁目法面									
機械除草	3,420						=	3,420	
①一法 2)一～七丁目法面									
機械除草	3,045	+	1,346	+	453	+	1,171	+	
	6,525	+	1,068	+	2,013	+	699	+	2,308 = 18,628

## ①一寄植 汐見台北工区(寄植剪定)

①一寄植 1 マロニエ線									
寄植剪定	225	×	2.0	+	67	×	2.0		= 584
①一寄植 2 プラタナス線									
寄植剪定	135	×	2.0				=	270	
①一寄植 3 汐見台三丁目16号線									
寄植剪定	390	×	1.2	+	1.2	×	15		= 486

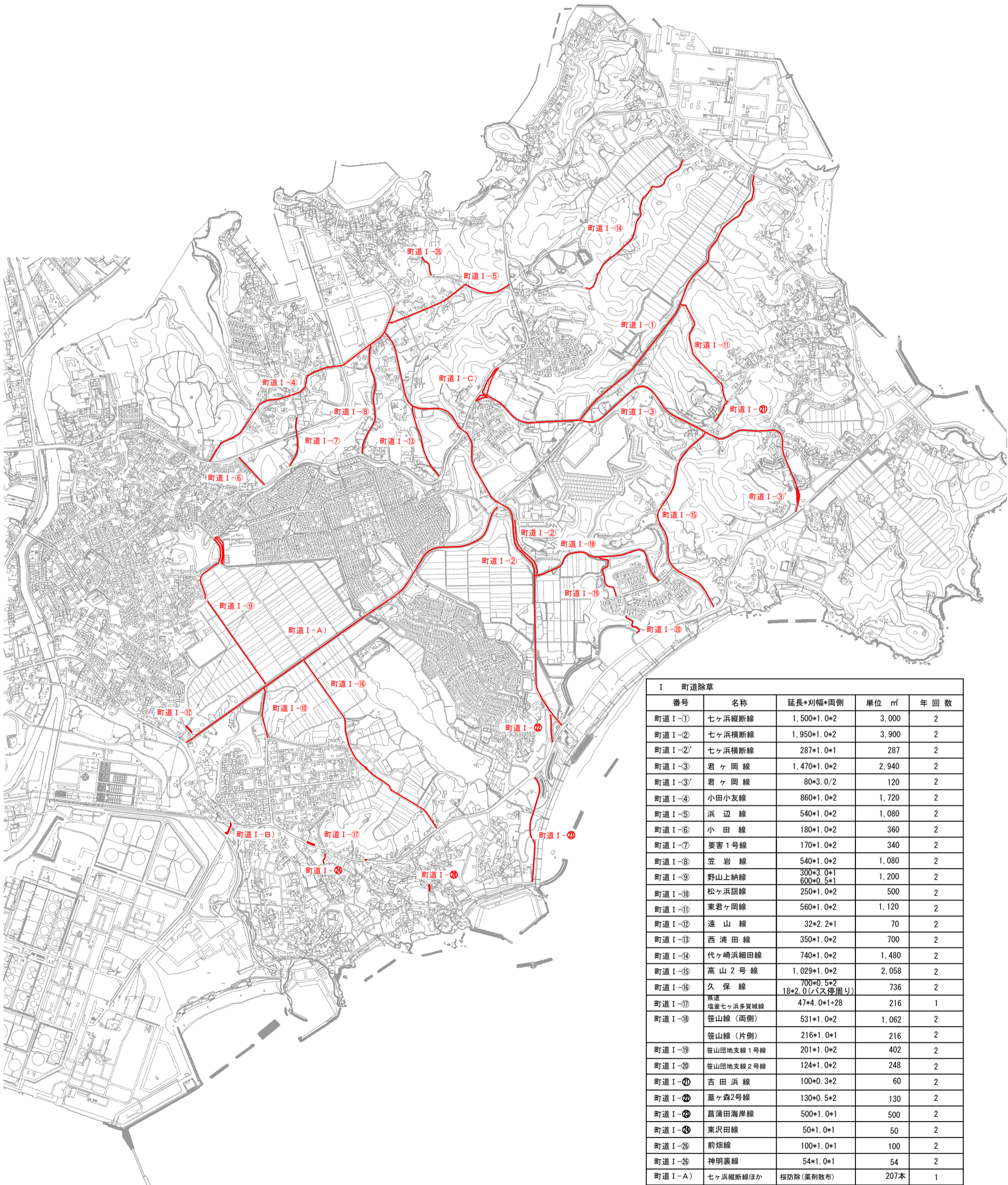
## ② 汐見台南工区(法面):石等飛散防止対策をすること

1 南工区法面(1)									
機械除草	6,100						=	6,100	
2 南工区法面(年1回)									
機械除草	1,000						=	1,000	
3 南工区法面(2)									
機械除草	2,750	+	2,000				=	4,750	
人力除草	680						=	680	
4 南工区法面(年2回)									
機械除草	520						=	520	
5 南工区自然緑地									
機械除草	1,072						=	1,072	

## ⑦ 花洲浜町営住宅法面

花洲浜町営住宅法面									
機械除草	15	+	40	+	70	+	330	+	40 = 495

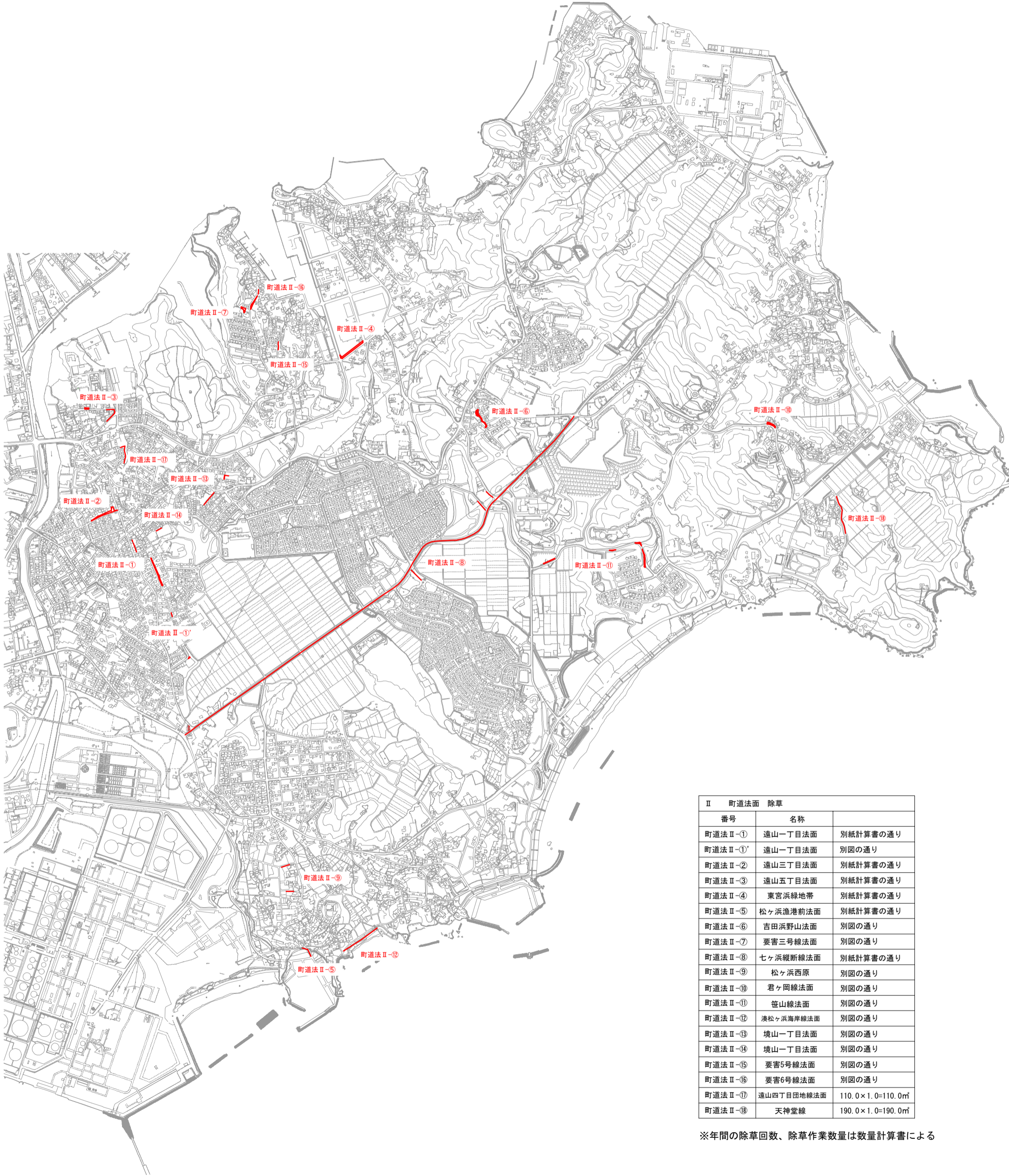
# I 町道除草 位置図



I 町道除草				
番号	名称	延長*刈幅*両側	単位 m	年回数
町道 I-①	七ヶ浜縦断線	1,500*1.0*2	3,000	2
町道 I-②	七ヶ浜横断線	1,950*1.0*2	3,900	2
町道 I-②'	七ヶ浜横断線	287*1.0*1	287	2
町道 I-③	君ヶ岡線	1,470*1.0*2	2,940	2
町道 I-③'	君ヶ岡線	80*3.0/2	120	2
町道 I-④	小田小友線	860*1.0*2	1,720	2
町道 I-⑤	浜辺線	540*1.0*2	1,080	2
町道 I-⑥	小田線	180*1.0*2	360	2
町道 I-⑦	要害1号線	170*1.0*2	340	2
町道 I-⑧	笠岩線	540*1.0*2	1,080	2
町道 I-⑨	野山上納線	300*3.0*1 600*0.5*1	1,200	2
町道 I-⑩	松ヶ浜謡線	250*1.0*2	500	2
町道 I-⑪	東君ヶ岡線	560*1.0*2	1,120	2
町道 I-⑫	遠山線	32*2.2*1	70	2
町道 I-⑬	西浦田線	350*1.0*2	700	2
町道 I-⑭	代ヶ崎浜細田線	740*1.0*2	1,480	2
町道 I-⑮	高山2号線	1,029*1.0*2	2,058	2
町道 I-⑯	久保線	700*0.5*2 18*2.0(バス停留り)	736	2
町道 I-⑰	築道 塩釜七ヶ浜多賀城線	47*4.0*1+28	216	1
町道 I-⑱	笹山線(両側)	531*1.0*2	1,062	2
	笹山線(片側)	216*1.0*1	216	2
町道 I-⑲	笹山団地支線1号線	201*1.0*2	402	2
町道 I-⑳	笹山団地支線2号線	124*1.0*2	248	2
町道 I-㉑	吉田浜線	100*0.3*2	60	2
町道 I-㉒	蕪ヶ森2号線	130*0.5*2	130	2
町道 I-㉓	菖蒲田海岸線	500*1.0*1	500	2
町道 I-㉔	東沢田線	50*1.0*1	50	2
町道 I-㉕	前畑線	100*1.0*1	100	2
町道 I-㉖	神明裏線	54*1.0*1	54	2
町道 I-A)	七ヶ浜縦断線ほか	桜防除(薬剤散布)	207本	1
町道 I-B)	パシフィックライン	抜根除草(植込部)	35	1
町道 I-C)	亦楽小学校前緑地	機械除草及び寄植剪定	1,145	2

※ 年間の除草回数、除草作業数量は数量計算書による

## Ⅱ 町道法面除草 位置図




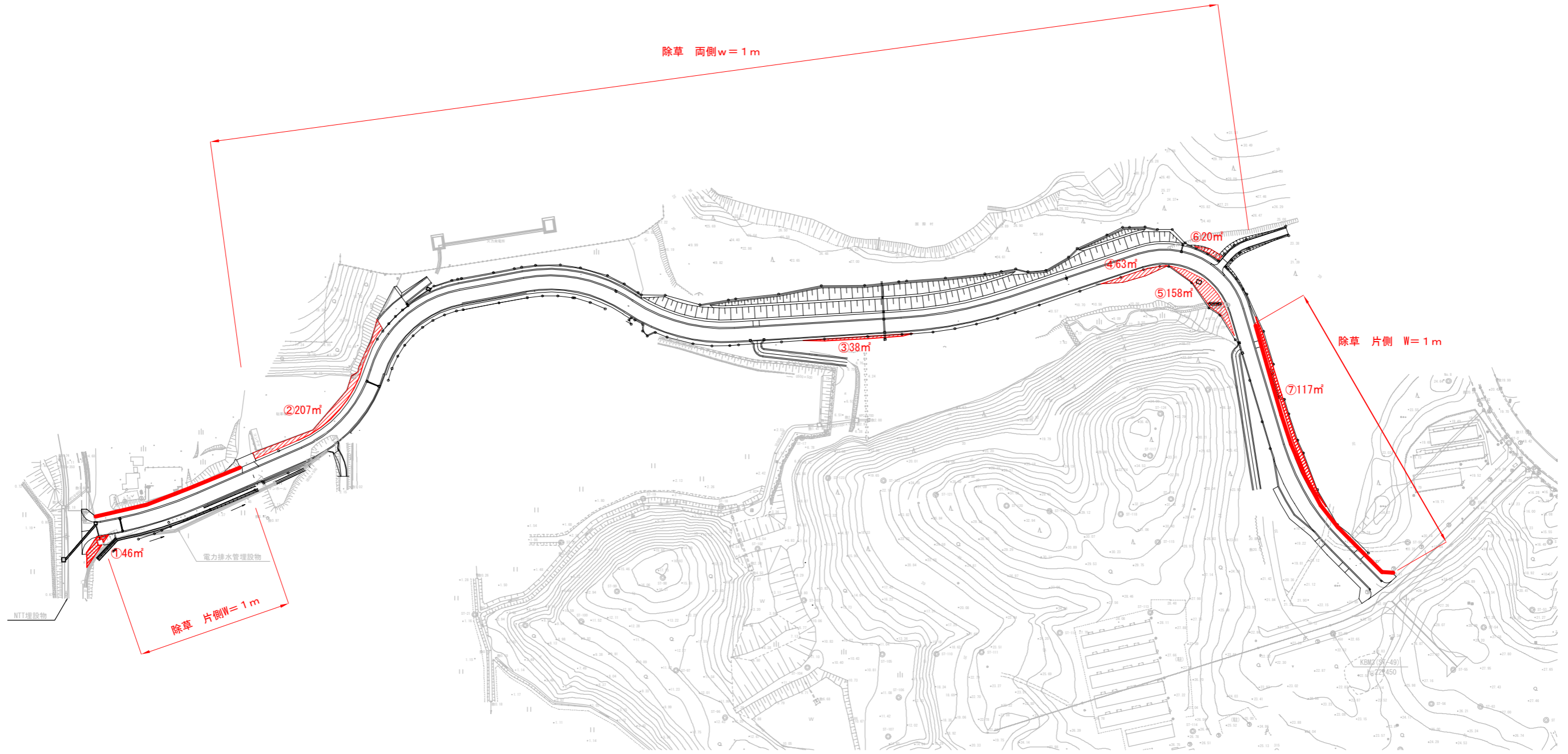
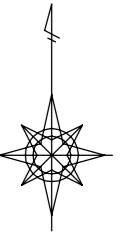
Ⅱ 町道法面 除草		
番号	名称	
町道法Ⅱ-①	遠山一丁目法面	別紙計算書の通り
町道法Ⅱ-①'	遠山一丁目法面	別図の通り
町道法Ⅱ-②	遠山三丁目法面	別紙計算書の通り
町道法Ⅱ-③	遠山五丁目法面	別紙計算書の通り
町道法Ⅱ-④	東宮浜緑地帯	別紙計算書の通り
町道法Ⅱ-⑤	松ヶ浜漁港前法面	別紙計算書の通り
町道法Ⅱ-⑥	吉田浜野山法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑦	要害三号線法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑧	七ヶ浜縦断線法面	別紙計算書の通り
町道法Ⅱ-⑨	松ヶ浜西原	別図の通り
町道法Ⅱ-⑩	君ヶ岡線法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑪	笹山線法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑫	湊松ヶ浜海岸線法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑬	境山一丁目法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑭	境山一丁目法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑮	要害5号線法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑯	要害6号線法面	別図の通り
町道法Ⅱ-⑰	遠山四丁目団地線法面	110.0×1.0=110.0㎡
町道法Ⅱ-⑱	天神堂線	190.0×1.0=190.0㎡

※年間の除草回数、除草作業数量は数量計算書による



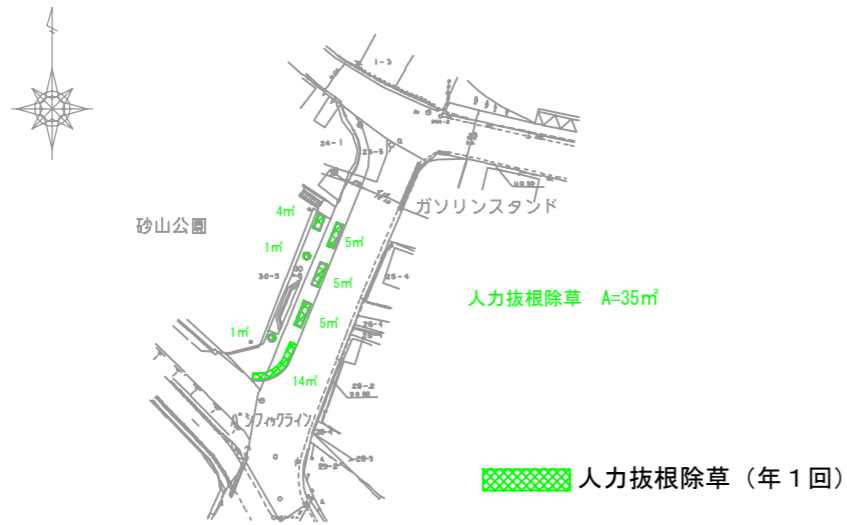
町道 I-⑰ 県道塩釜七ヶ浜多賀城線

 機械除草(年1回)

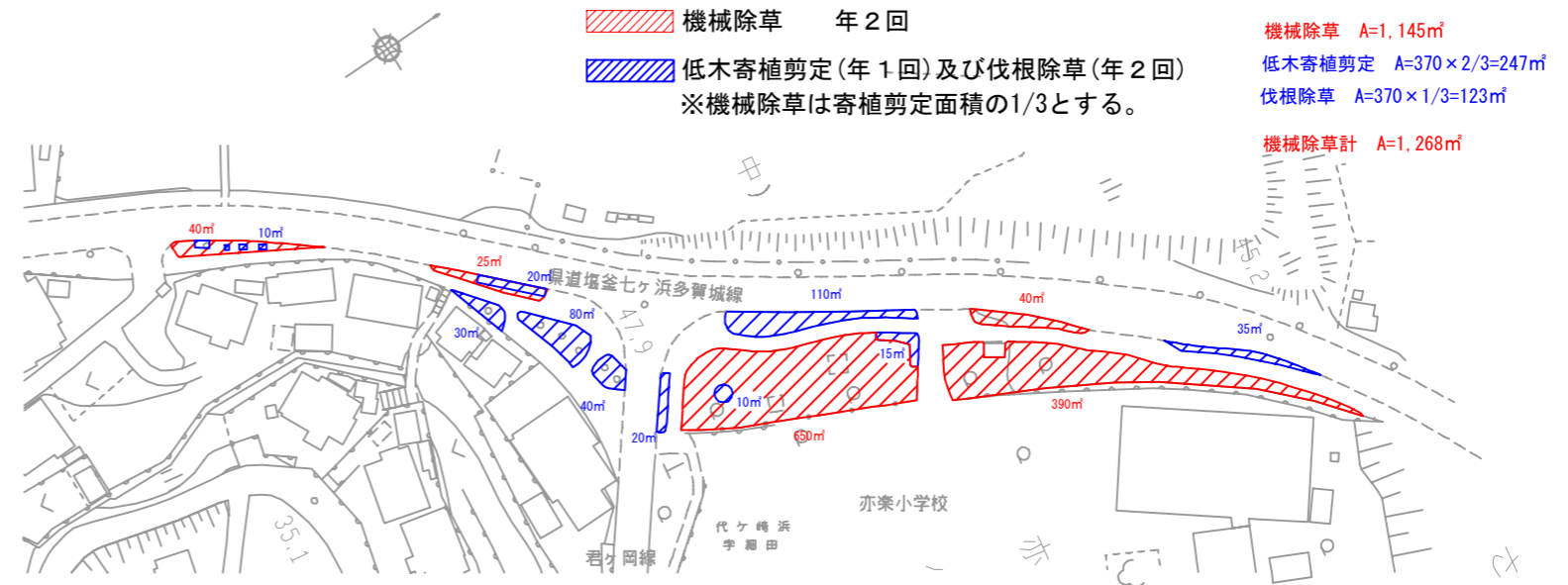


機械除草 年2回		
【凡 例】		
	除草 (片側 1 m)	216m
	除草 (両側 1 m)	531m
	除草 (法面)	649㎡
		路線延長 747m

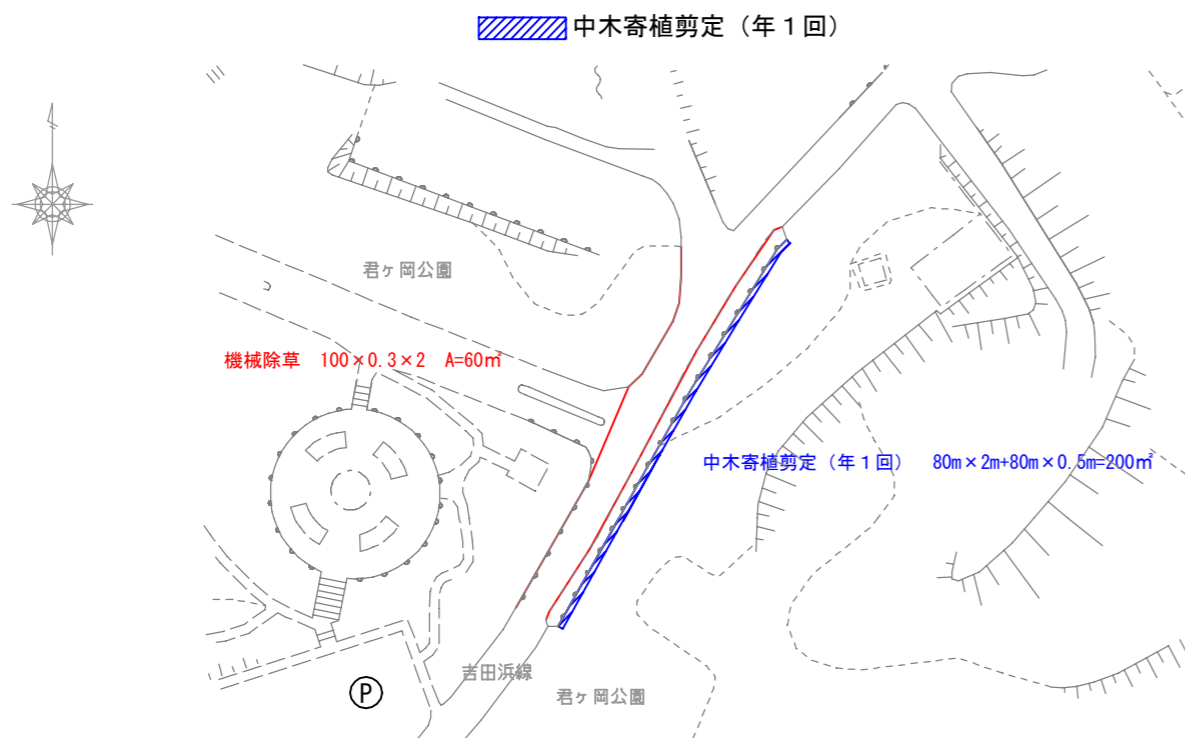
町道 I-B) パシフィックライン



町道 I-C) 亦楽小学校前緑地帯



町道 I-㉑) 吉田浜線



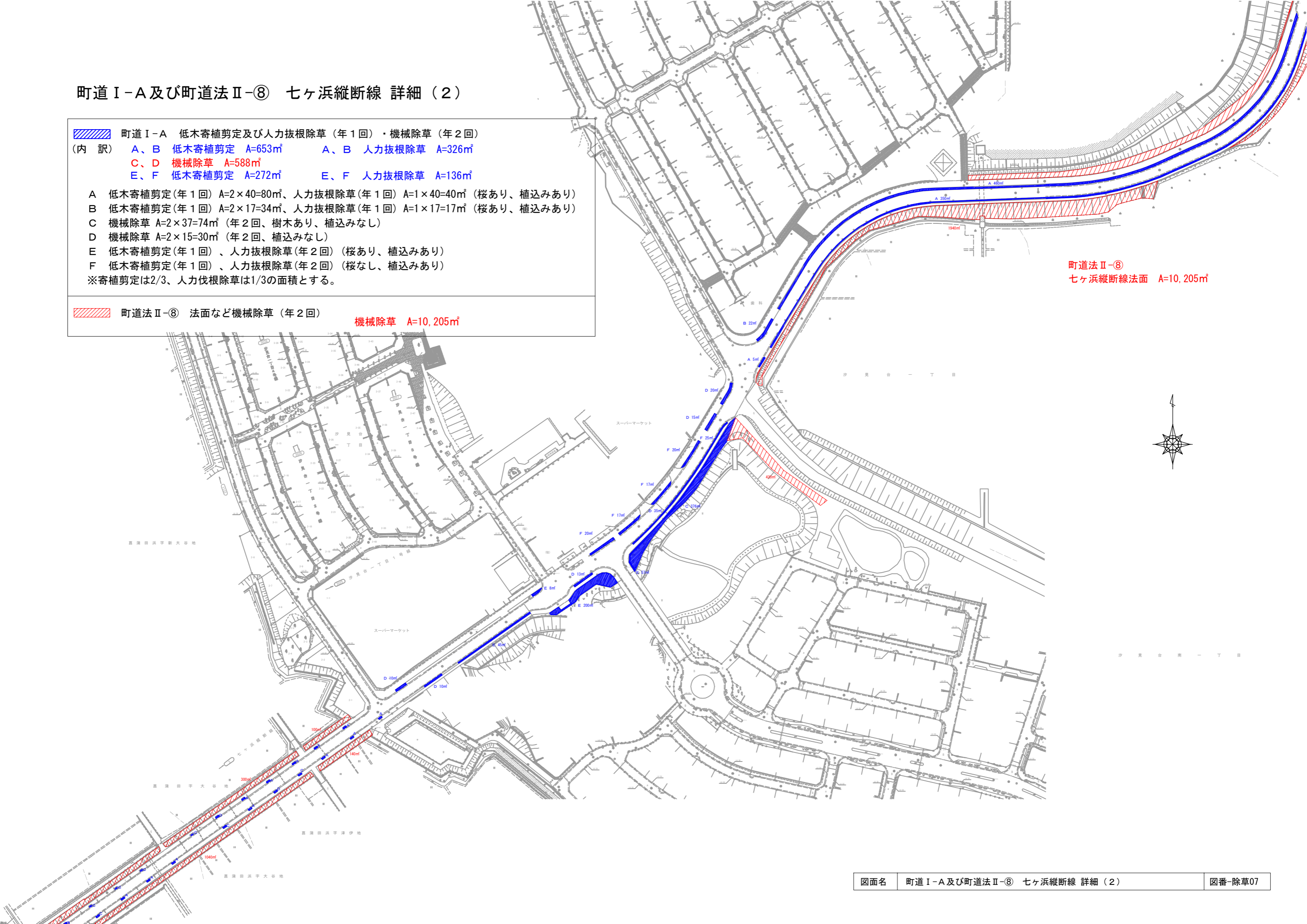


# 町道 I-A 及び町道法 II-⑧ 七ヶ浜縦断線 詳細 (2)

**町道 I-A 低木寄植剪定及び人力抜根除草 (年 1 回) ・機械除草 (年 2 回)**  
 (内 訳) **A、B 低木寄植剪定 A=653㎡**    **A、B 人力抜根除草 A=326㎡**  
**C、D 機械除草 A=588㎡**  
**E、F 低木寄植剪定 A=272㎡**    **E、F 人力抜根除草 A=136㎡**

A 低木寄植剪定 (年 1 回)  $A=2 \times 40=80\text{㎡}$ 、人力抜根除草 (年 1 回)  $A=1 \times 40=40\text{㎡}$  (桜あり、植込みあり)  
 B 低木寄植剪定 (年 1 回)  $A=2 \times 17=34\text{㎡}$ 、人力抜根除草 (年 1 回)  $A=1 \times 17=17\text{㎡}$  (桜あり、植込みあり)  
 C 機械除草  $A=2 \times 37=74\text{㎡}$  (年 2 回、樹木あり、植込みなし)  
 D 機械除草  $A=2 \times 15=30\text{㎡}$  (年 2 回、植込みなし)  
 E 低木寄植剪定 (年 1 回)、人力抜根除草 (年 2 回) (桜あり、植込みあり)  
 F 低木寄植剪定 (年 1 回)、人力抜根除草 (年 2 回) (桜なし、植込みあり)  
 ※寄植剪定は2/3、人力抜根除草は1/3の面積とする。

**町道法 II-⑧ 法面など機械除草 (年 2 回)**    **機械除草 A=10,205㎡**

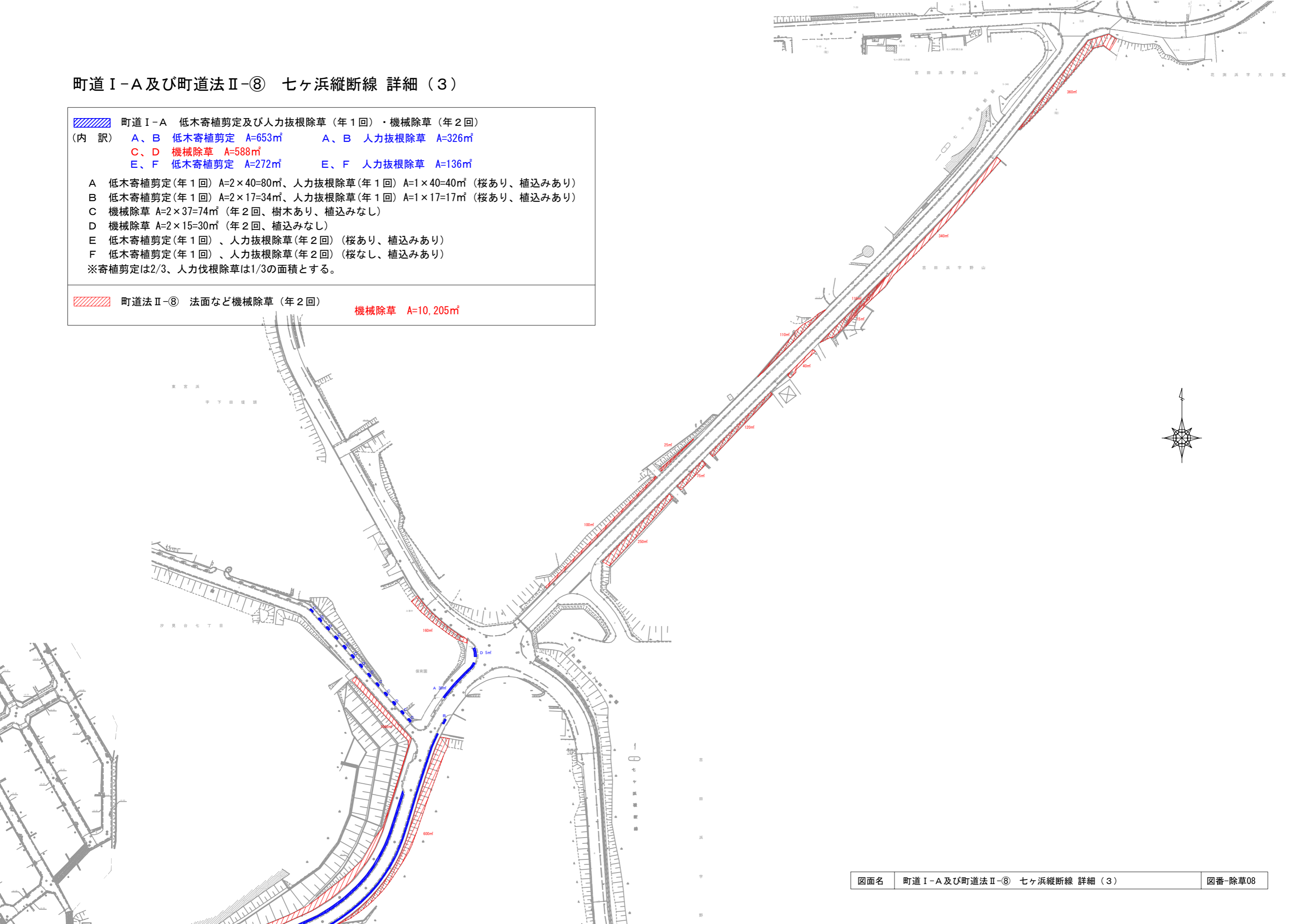


### 町道 I-A 及び町道法 II-⑧ 七ヶ浜縦断線 詳細 (3)

▨ 町道 I-A 低木寄植剪定及び人力抜根除草 (年 1 回) ・機械除草 (年 2 回)  
 (内 訳) A、B 低木寄植剪定  $A=653\text{m}^2$     A、B 人力抜根除草  $A=326\text{m}^2$   
C、D 機械除草  $A=588\text{m}^2$   
E、F 低木寄植剪定  $A=272\text{m}^2$     E、F 人力抜根除草  $A=136\text{m}^2$

A 低木寄植剪定 (年 1 回)  $A=2 \times 40=80\text{m}^2$ 、人力抜根除草 (年 1 回)  $A=1 \times 40=40\text{m}^2$  (桜あり、植込みあり)  
 B 低木寄植剪定 (年 1 回)  $A=2 \times 17=34\text{m}^2$ 、人力抜根除草 (年 1 回)  $A=1 \times 17=17\text{m}^2$  (桜あり、植込みあり)  
 C 機械除草  $A=2 \times 37=74\text{m}^2$  (年 2 回、樹木あり、植込みなし)  
 D 機械除草  $A=2 \times 15=30\text{m}^2$  (年 2 回、植込みなし)  
 E 低木寄植剪定 (年 1 回)、人力抜根除草 (年 2 回) (桜あり、植込みあり)  
 F 低木寄植剪定 (年 1 回)、人力抜根除草 (年 2 回) (桜なし、植込みあり)  
 ※寄植剪定は2/3、人力抜根除草は1/3の面積とする。

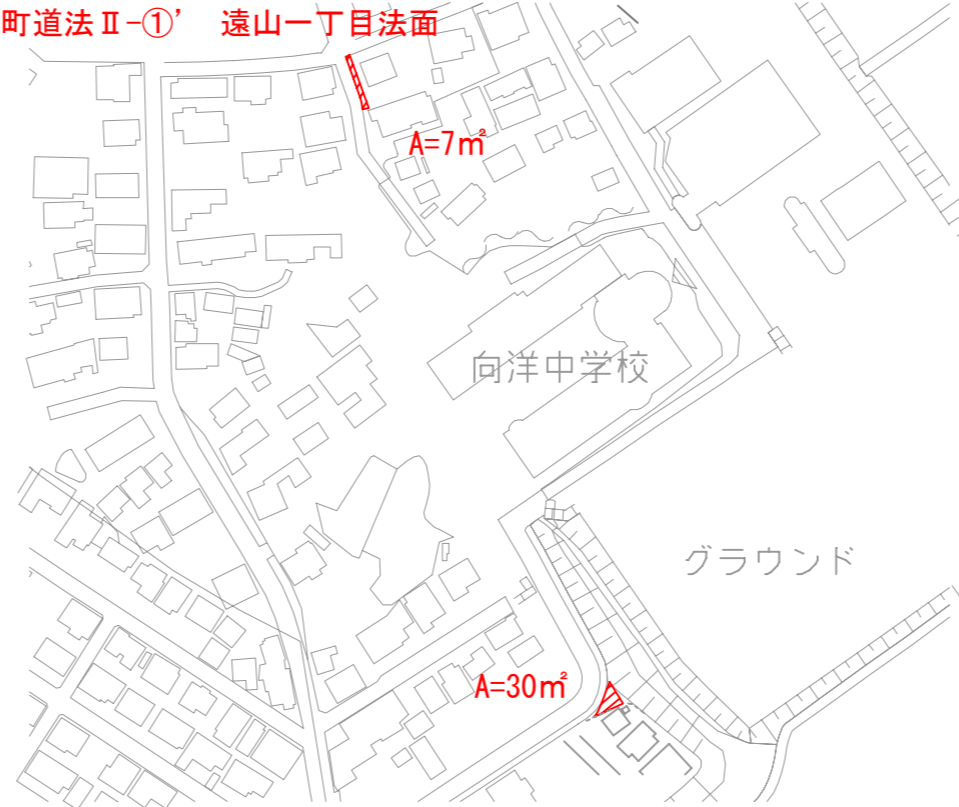
▨ 町道法 II-⑧ 法面など機械除草 (年 2 回)    機械除草  $A=10,205\text{m}^2$



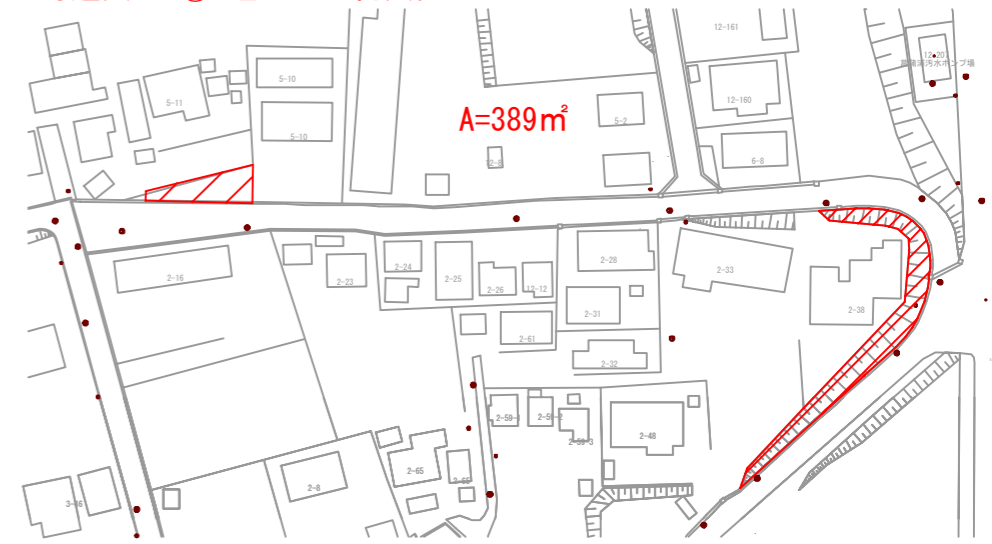
町道法Ⅱ-① 遠山一丁目法面



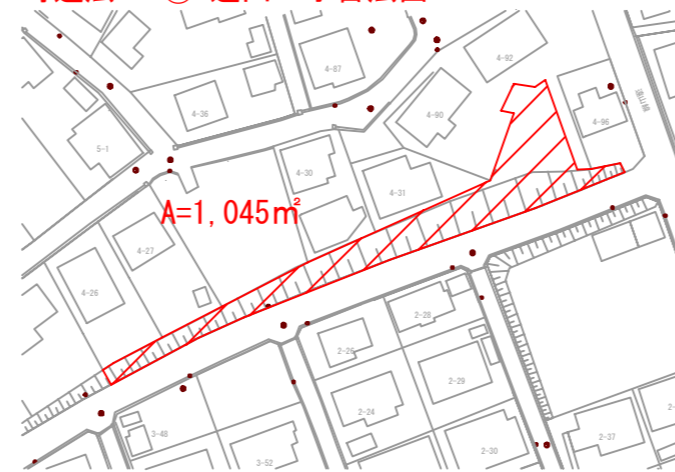
町道法Ⅱ-①' 遠山一丁目法面



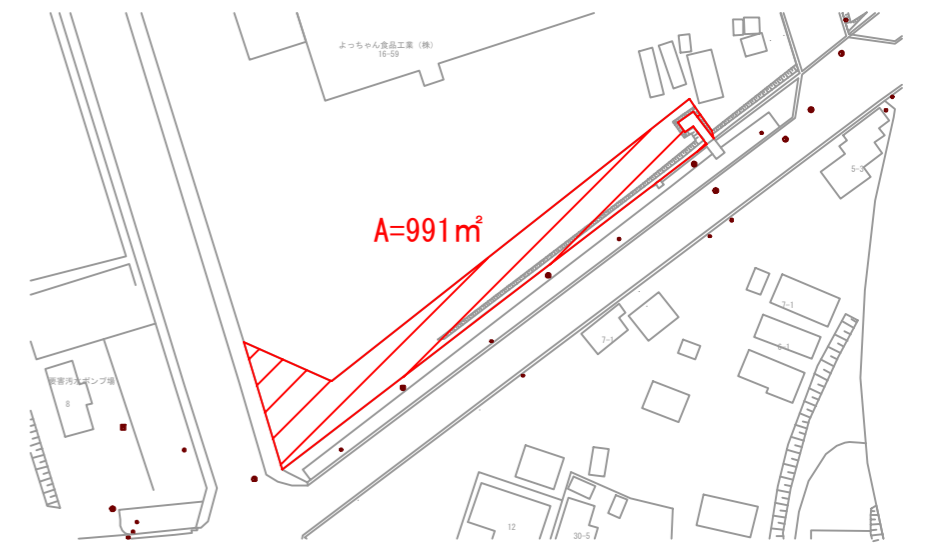
町道法Ⅱ-③ 遠山五丁目法面



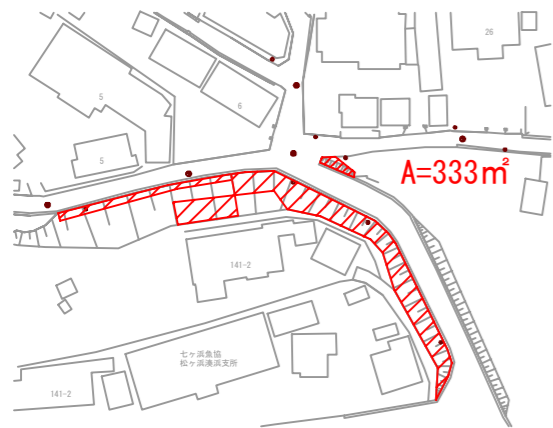
町道法Ⅱ-② 遠山三丁目法面



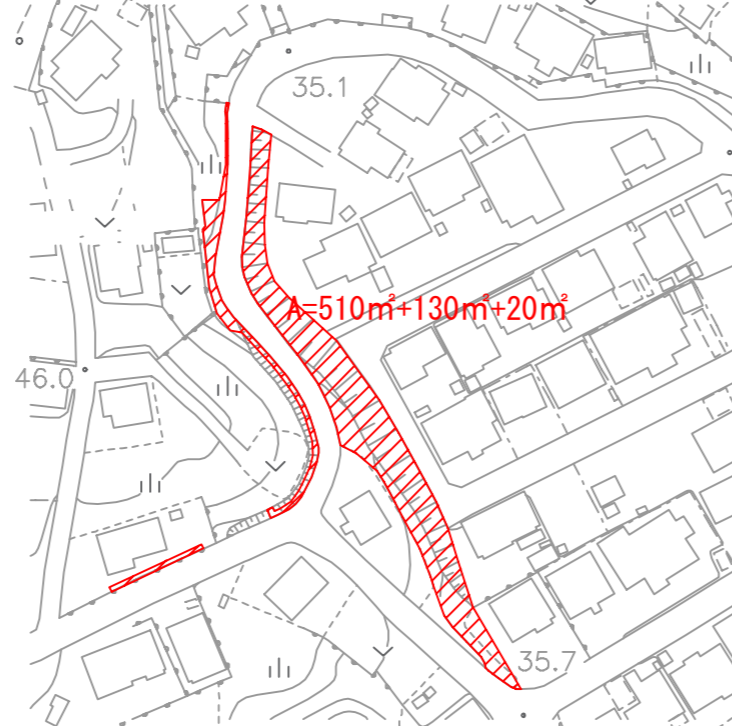
町道法Ⅱ-④ 東宮浜緑地帯



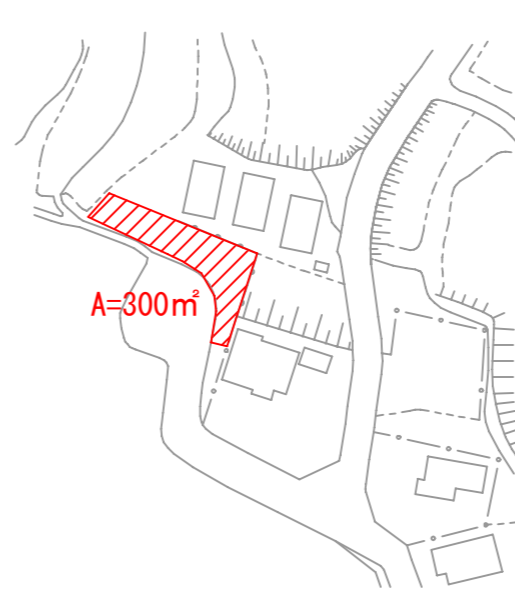
町道法Ⅱ-⑤ 松ヶ浜漁港前法面



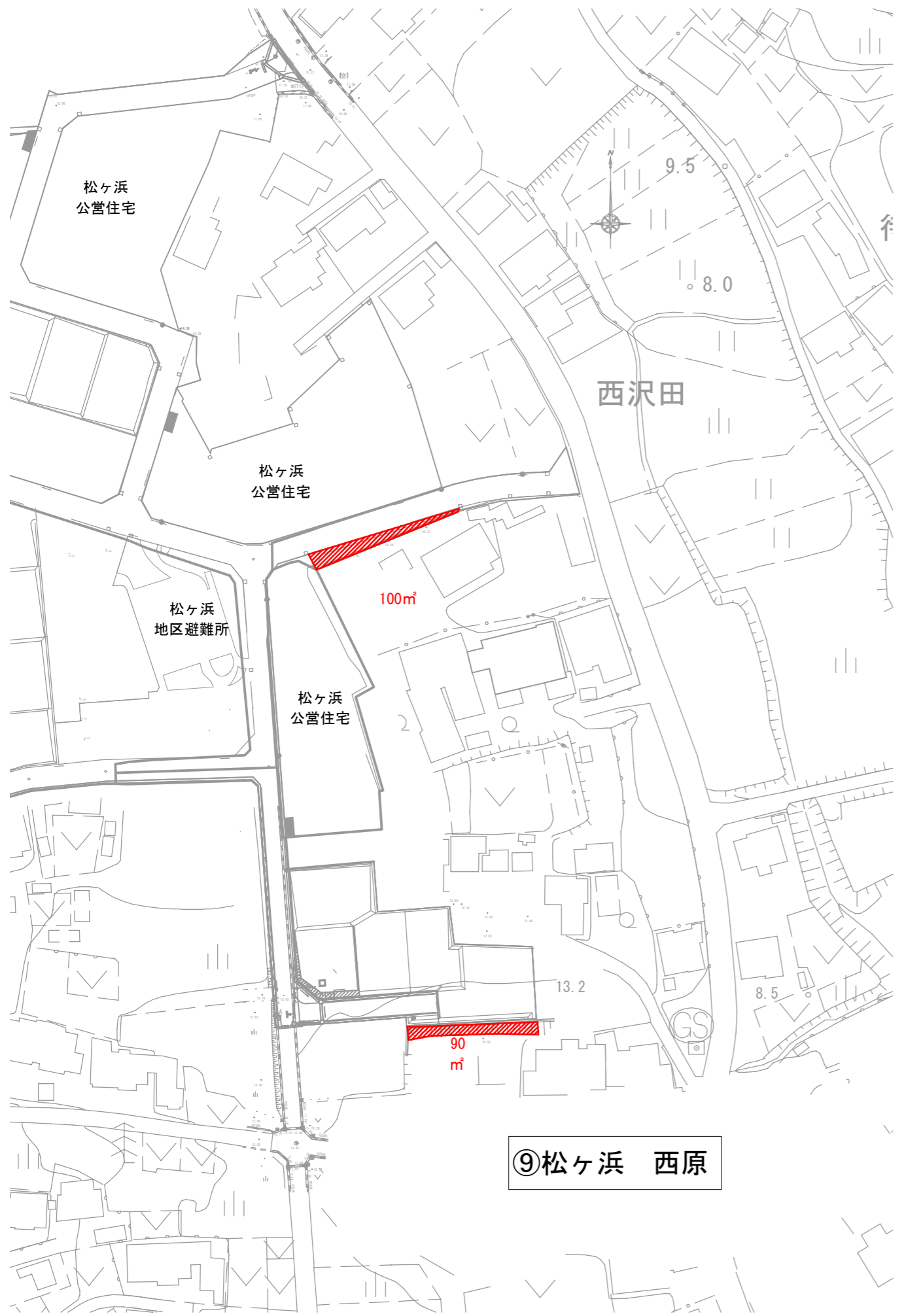
町道法Ⅱ-⑥ 吉田浜野山法面



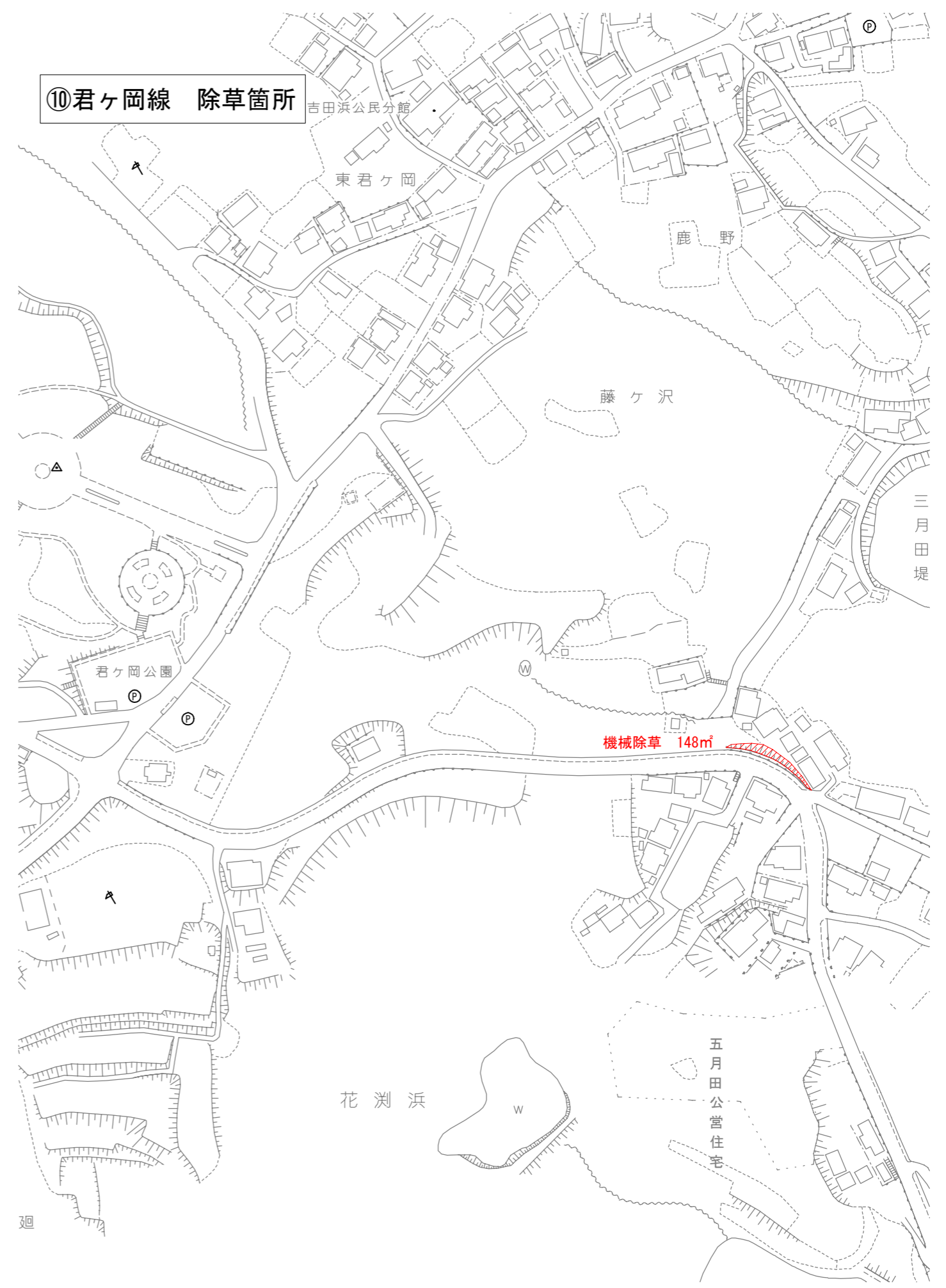
町道法Ⅱ-⑦ 要害3号線法面



凡	例
	機械除草 (年2回)



⑨松ヶ浜 西原

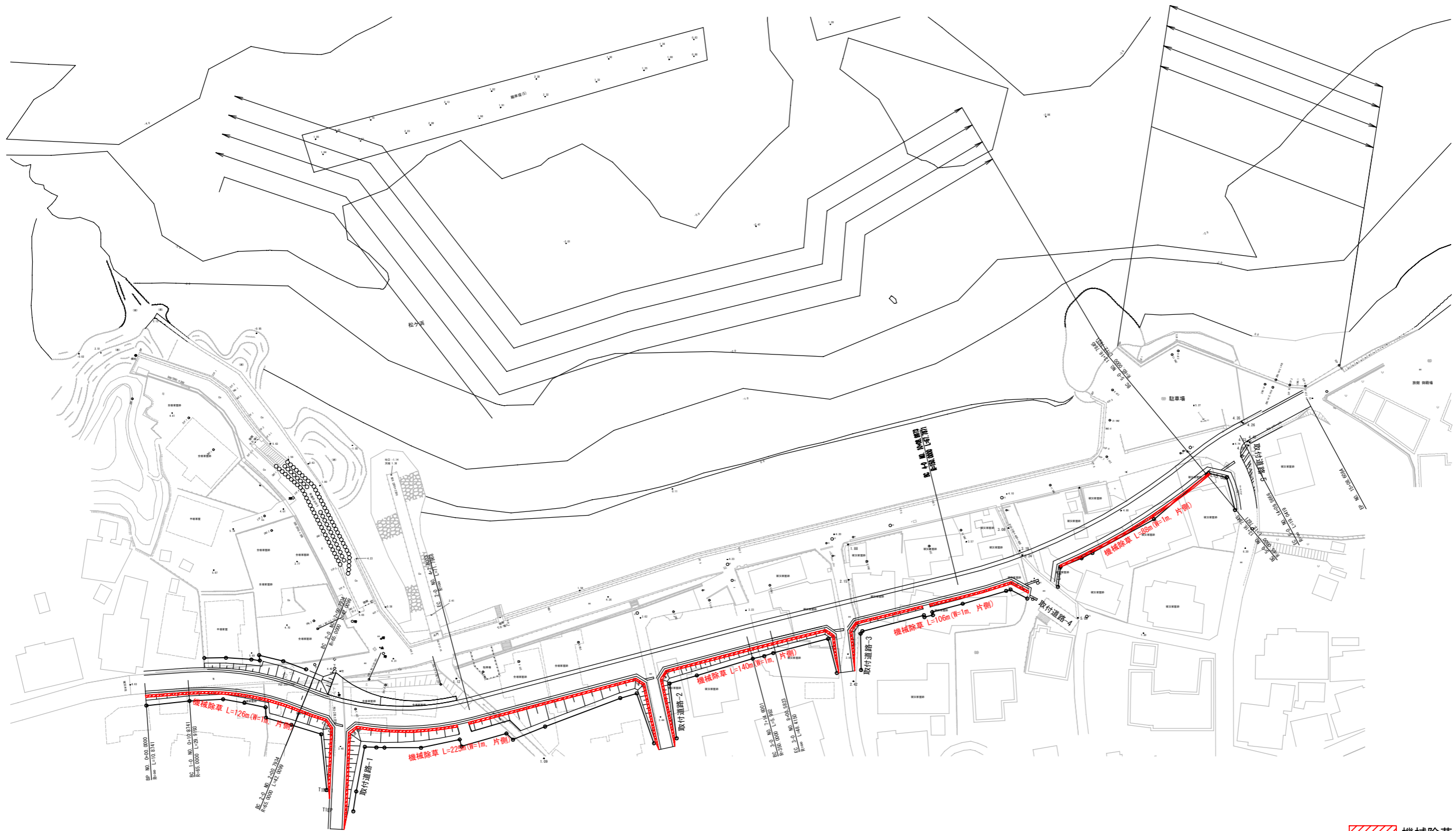


⑩君ヶ岡線 除草箇所


事業名	町道及び法面除草業務委託	図面名	Ⅱ町道法面除草	⑨松ヶ浜西原	⑩君ヶ岡線 除草箇所図	作成日		七ヶ浜町	図番-除草10
-----	--------------	-----	---------	--------	-------------	-----	--	------	---------

# 平面図

S=1:500

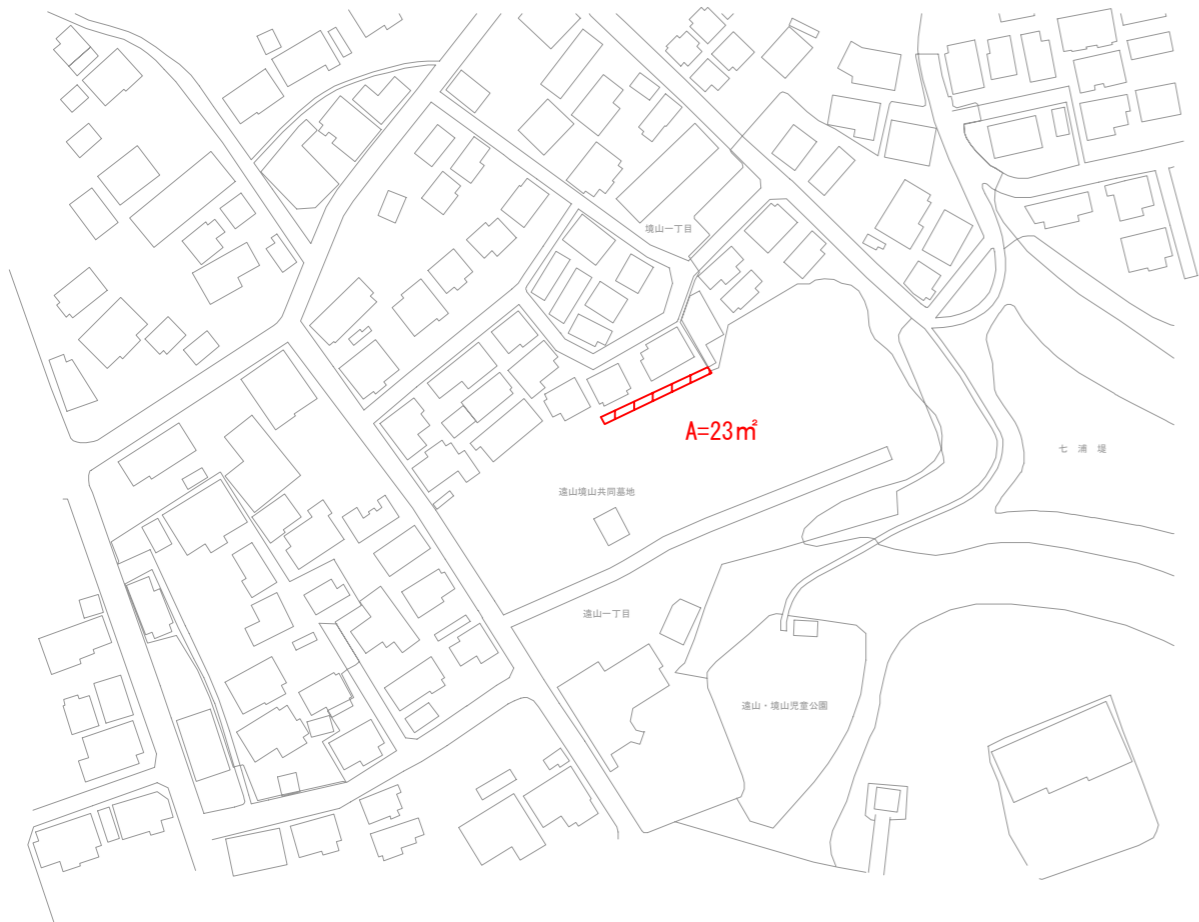


機械除草 L=126+225+140+106+88=685m × 1=685㎡ (W=1m, 片側)

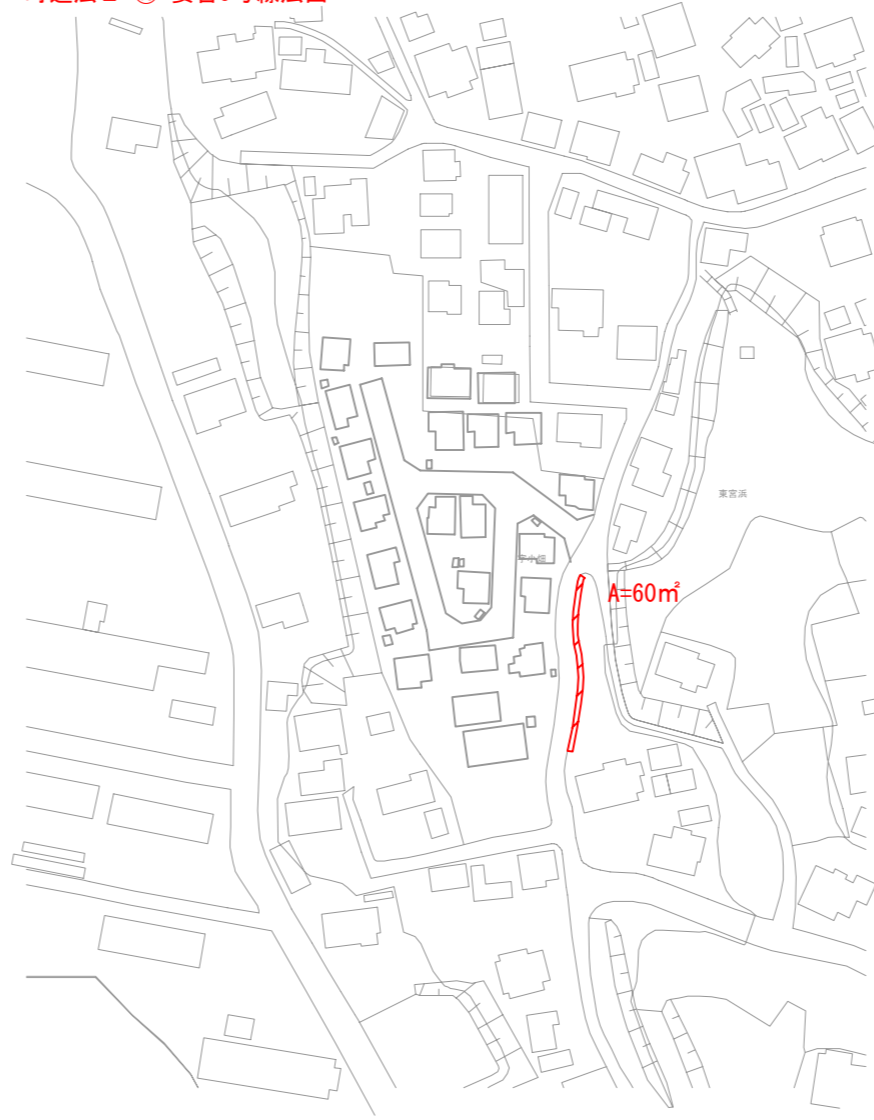
 機械除草(年2回)

図面名	Ⅱ町道法面除草 ⑫ 湊松ヶ浜海岸線	図番	除草11
-----	-------------------	----	------

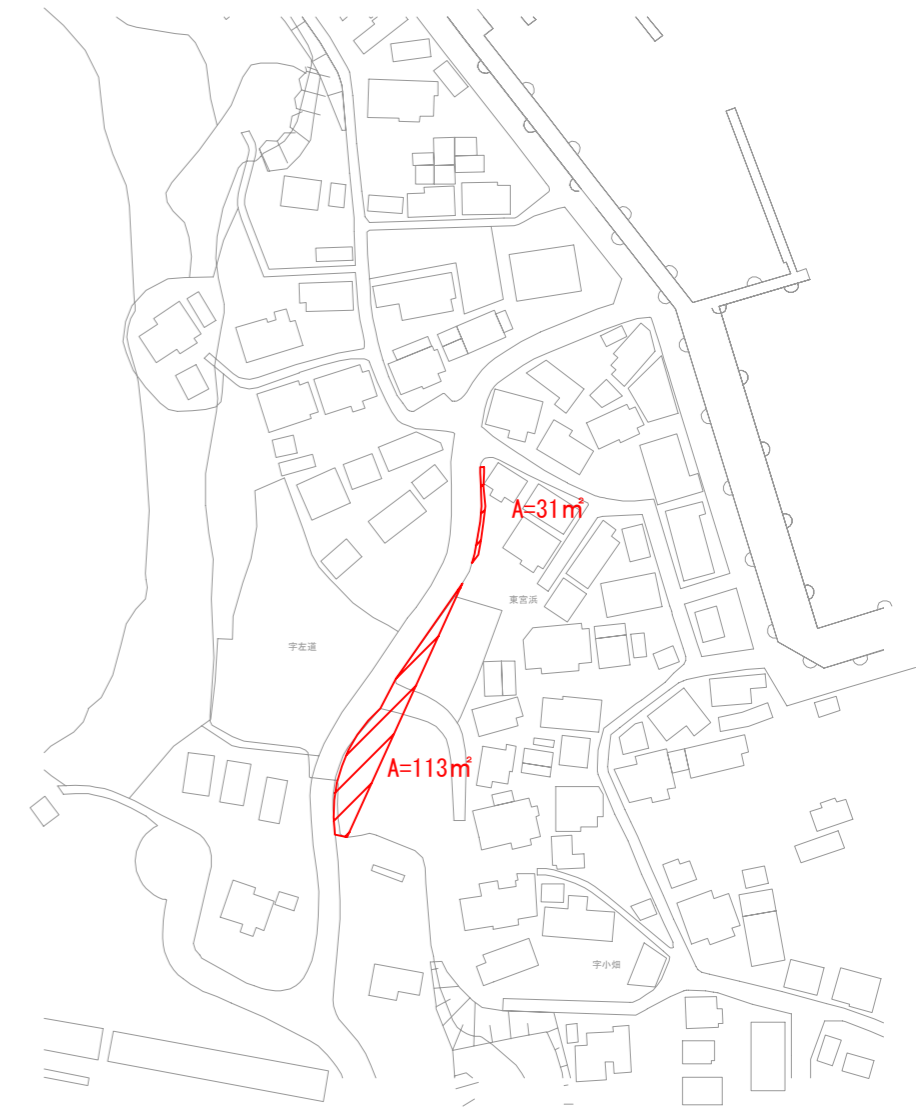
町道法Ⅱ-⑭ 境山一丁目法面



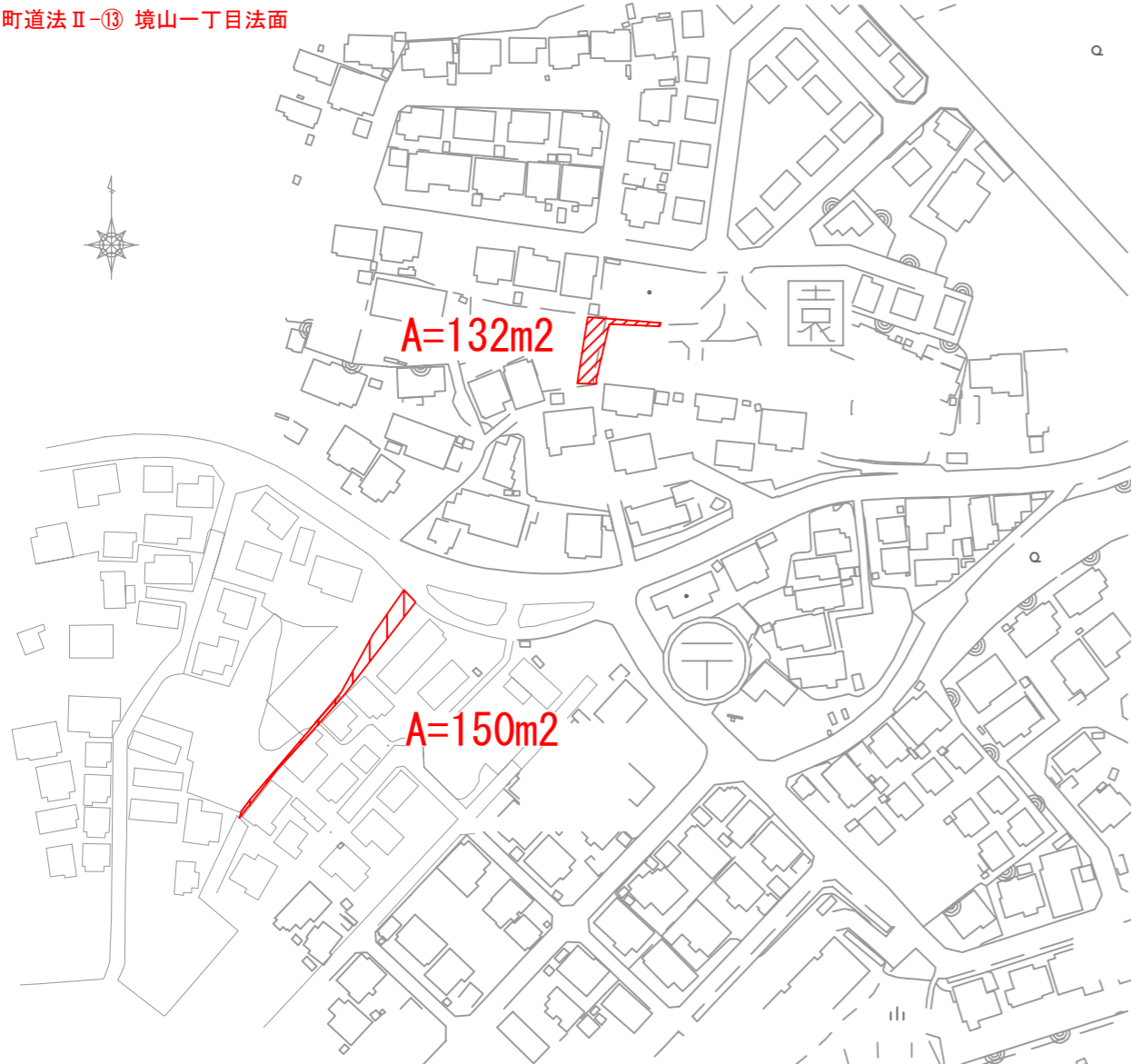
町道法Ⅱ-⑮ 要害5号線法面



町道法Ⅱ-⑯ 要害6号線法面

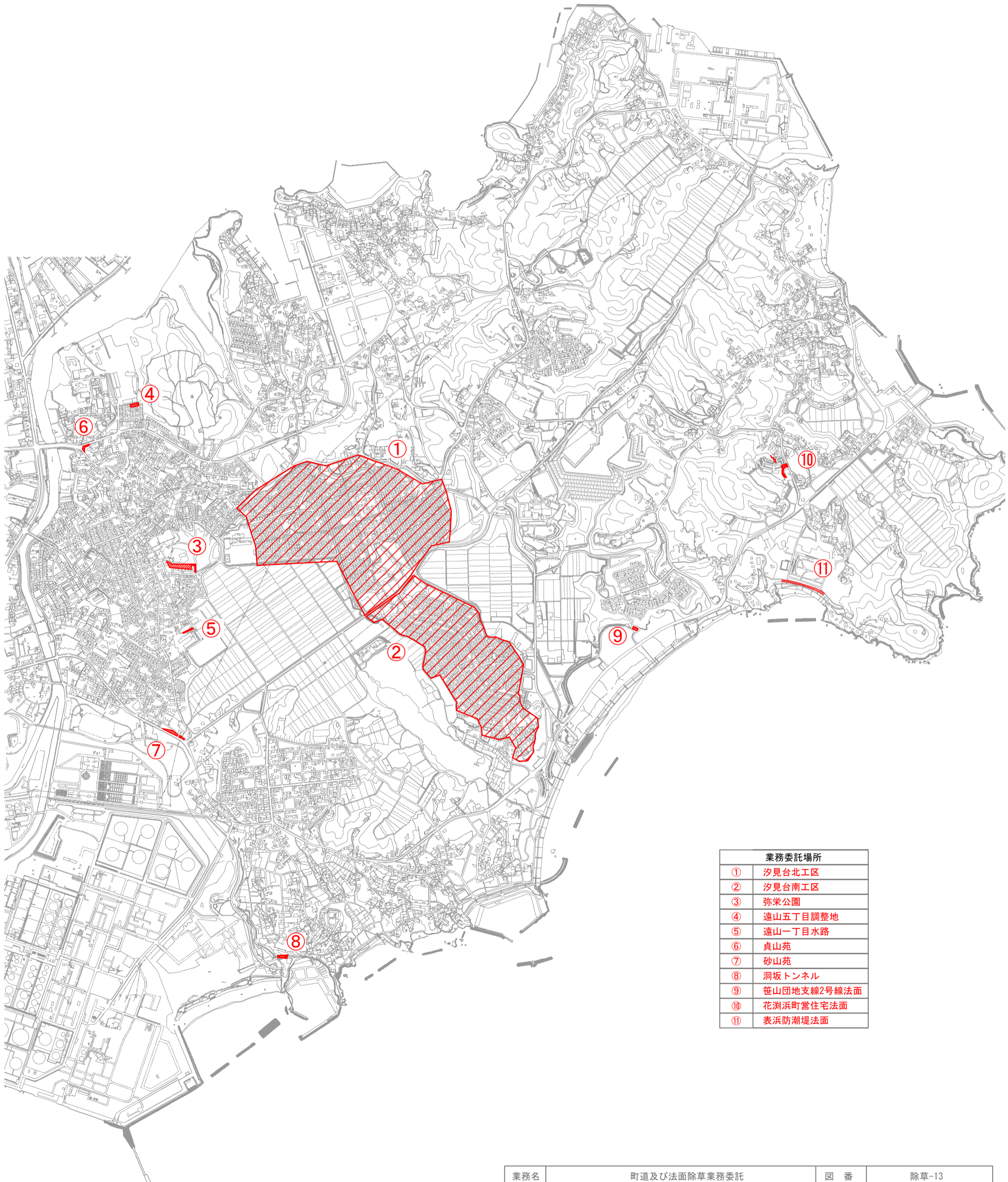


町道法Ⅱ-⑬ 境山一丁目法面



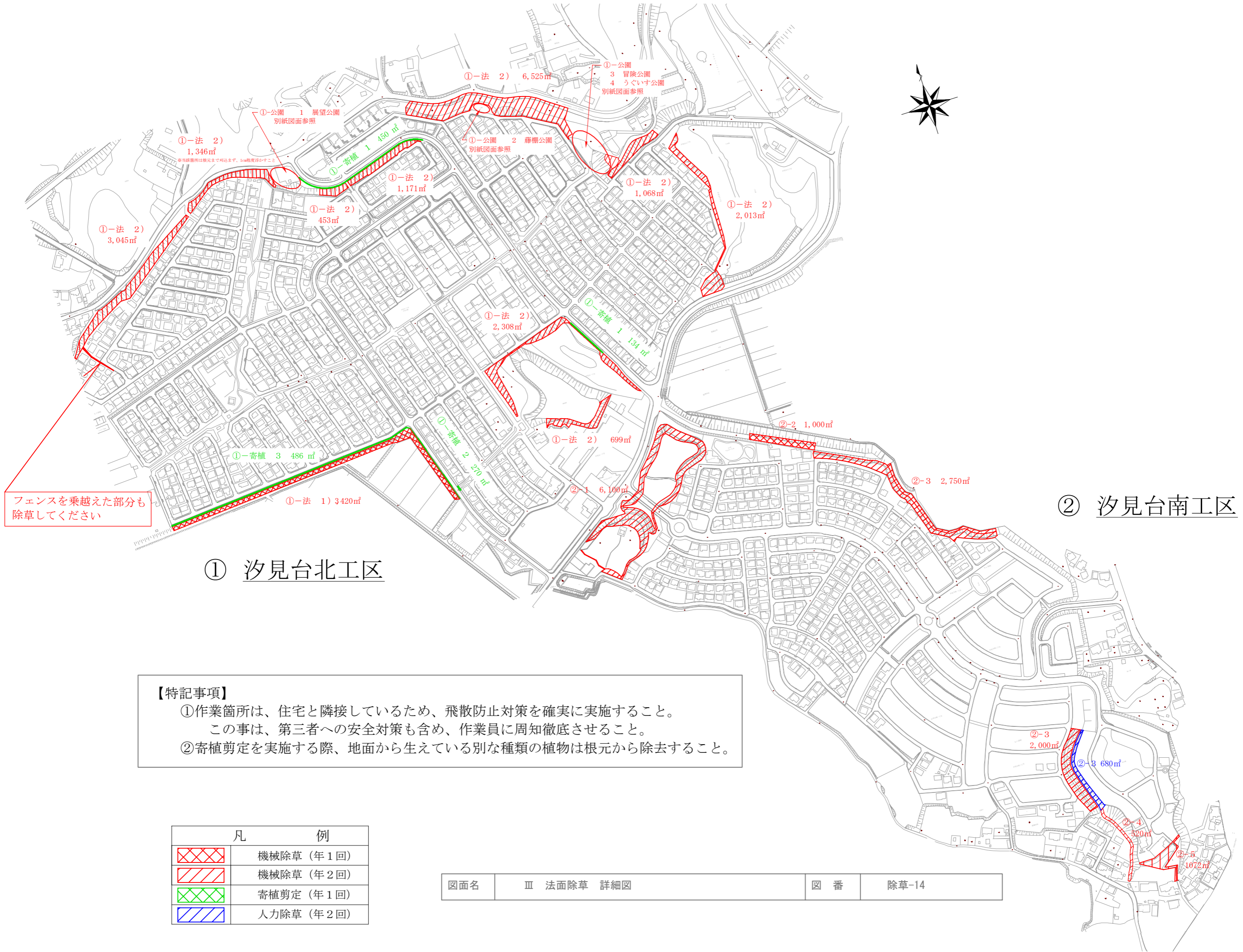
凡	例
	機械除草 (年2回)

### Ⅲ 法面除草 位置図



業務委託場所	
①	汐見台北工区
②	汐見台南工区
③	弥栄公園
④	遠山五丁目調整地
⑤	遠山一丁目水路
⑥	貞山苑
⑦	砂山苑
⑧	洞坂トンネル
⑨	笹山団地支線2号線法面
⑩	花洲浜町営住宅法面
⑪	表浜防潮堤法面

業務名	町道及び法面除草業務委託	図番	除草-13
図面名	Ⅲ 法面除草 位置図	作成日	七ヶ浜町



フェンスを乗り越えた部分も  
除草してください

① 汐見台北工区

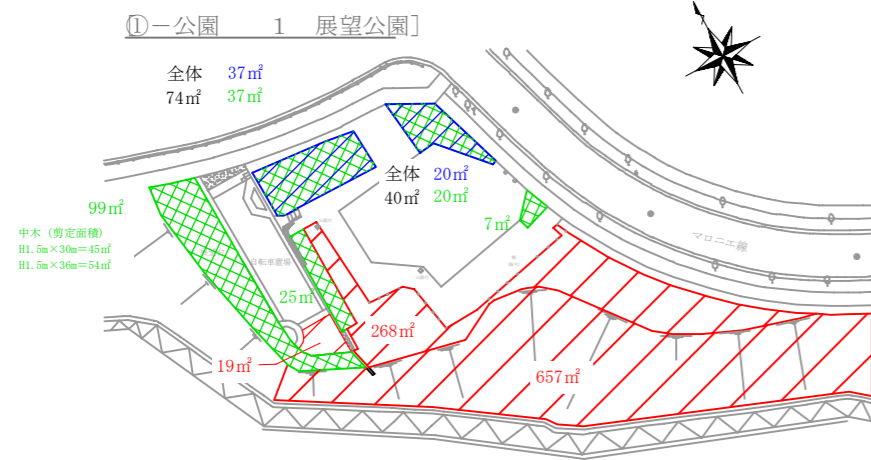
② 汐見台南工区

**【特記事項】**  
 ①作業箇所は、住宅と隣接しているため、飛散防止対策を確実に実施すること。  
 この事は、第三者への安全対策も含め、作業員に周知徹底させること。  
 ②寄植剪定を実施する際、地面から生えている別な種類の植物は根元から除去すること。

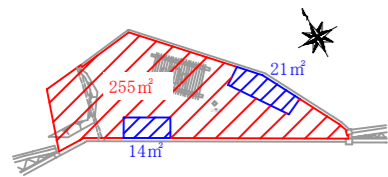
凡	例
	機械除草 (年1回)
	機械除草 (年2回)
	寄植剪定 (年1回)
	人力除草 (年2回)

図面名	Ⅲ 法面除草 詳細図	図番	除草-14
-----	------------	----	-------

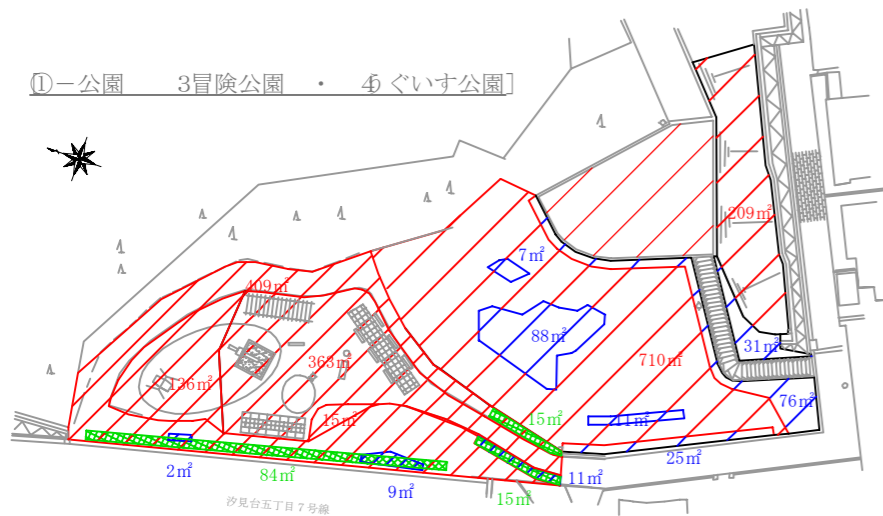
① 汐見台北工区（公園）



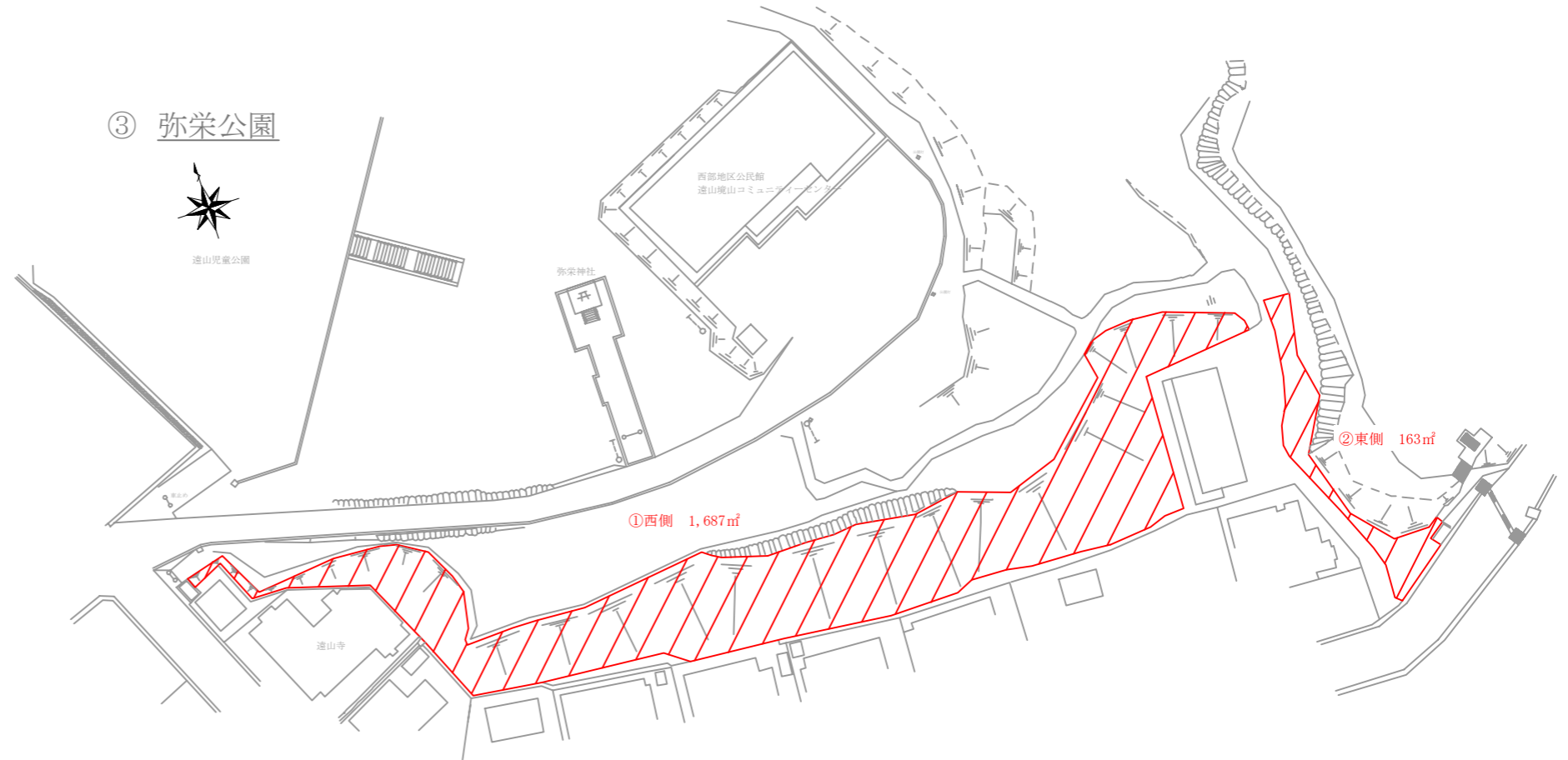
①-公園 2 藤棚公園



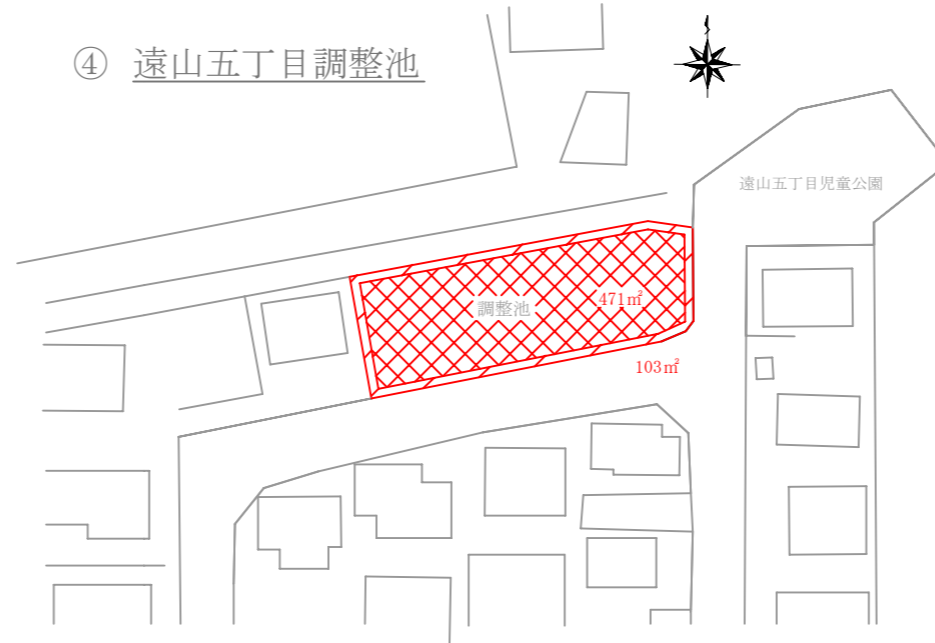
①-公園 3 冒険公園 ・ 4 ぐいす公園



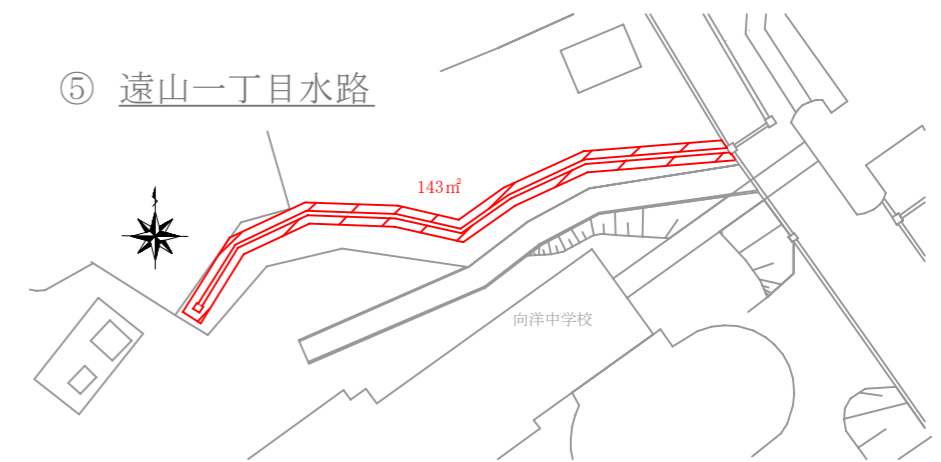
③ 弥栄公園



④ 遠山五丁目調整池



⑤ 遠山一丁目水路



凡 例	
	人力除草（年2回）
	機械除草（年2回）
	機械除草（年1回）
	寄植剪定（年1回）

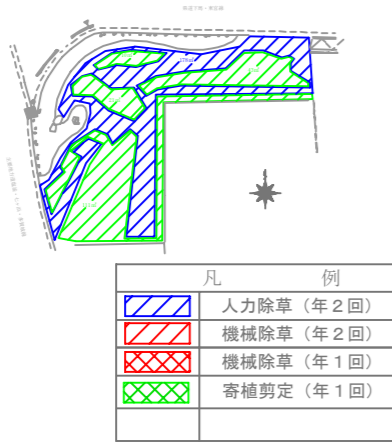
【特記事項】

- ①作業箇所は、住宅と隣接しているため、飛散防止対策を確実に実施すること。  
この事は、第三者への安全対策も含め、作業員に周知徹底させること。
- ②寄植剪定を実施する際、地面から生えている別な種類の植物は根元から除去すること。

図面名	Ⅲ 法面除草 詳細図	図 番	除草-15
-----	------------	-----	-------

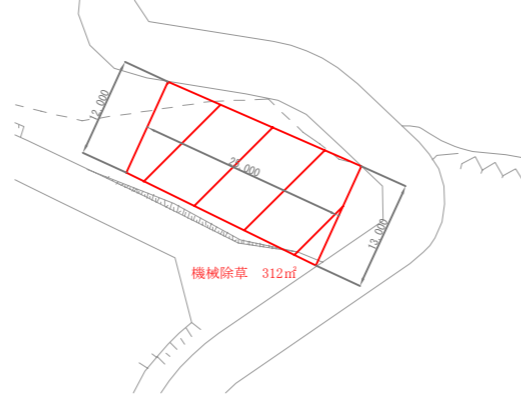
⑥ 貞山苑

人力除草 178㎡  
 寄植剪定 185㎡  
 高木剪定(常緑針葉樹) 7本  
 高木剪定(落葉広葉樹) 2本

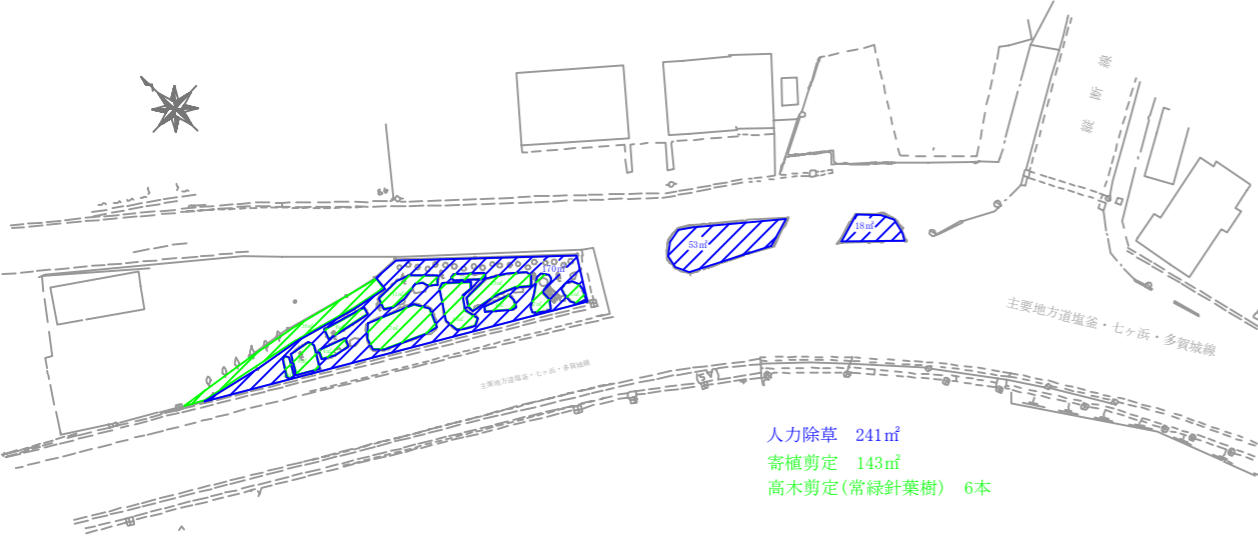


凡	例
	人力除草 (年2回)
	機械除草 (年2回)
	機械除草 (年1回)
	寄植剪定 (年1回)

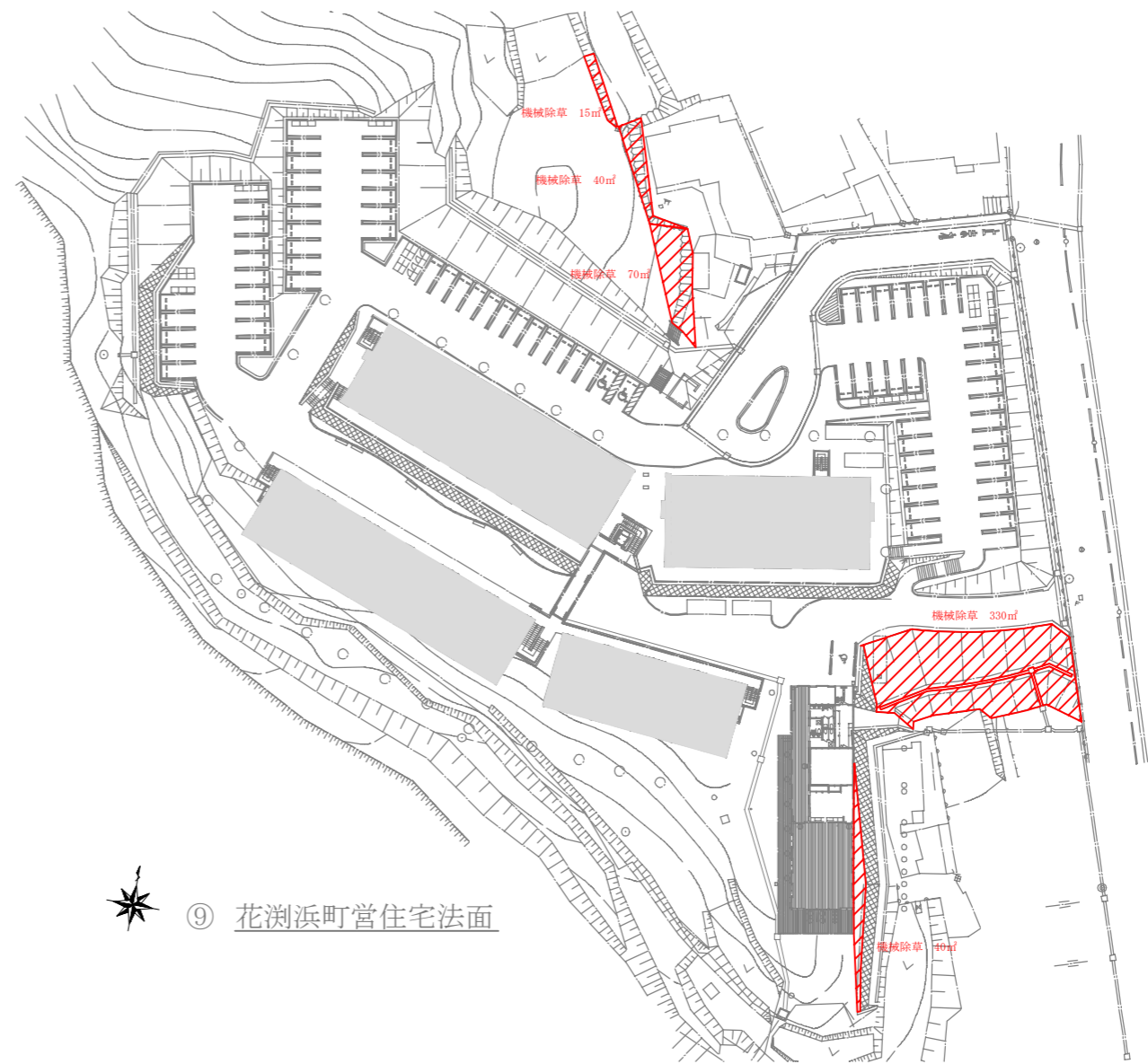
⑨ 笹山団地支線2号線法面



⑦ 砂山苑

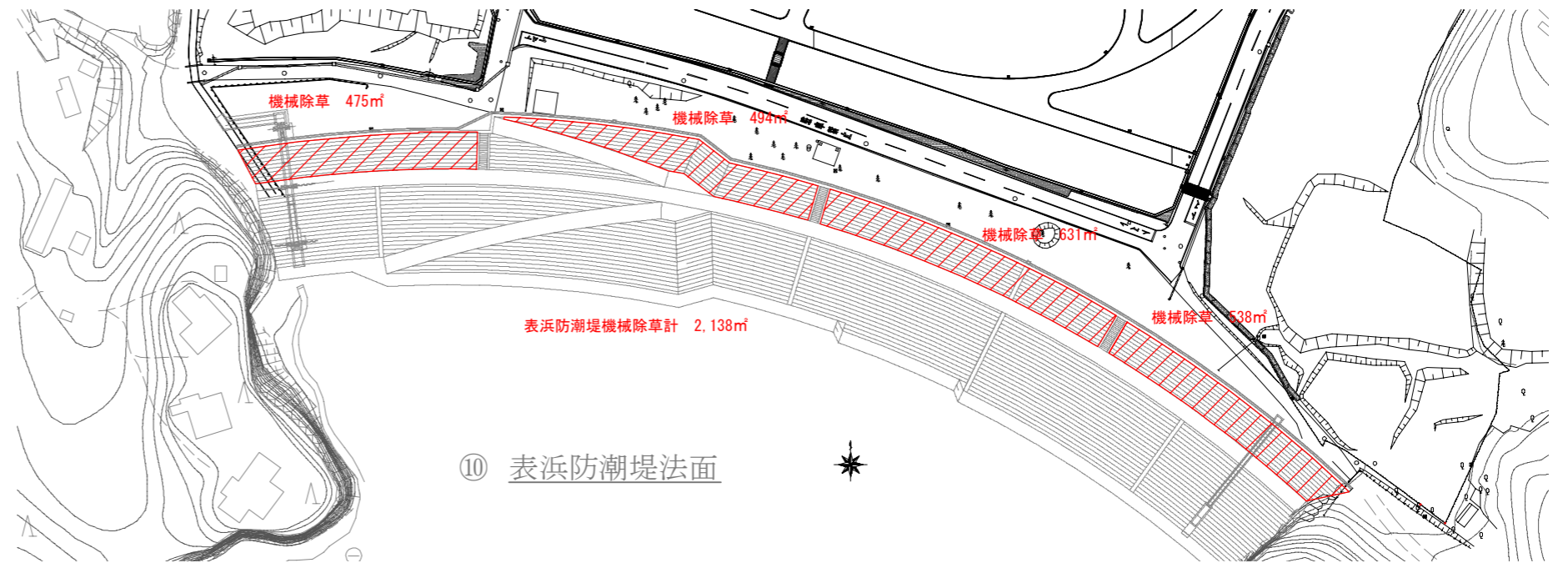
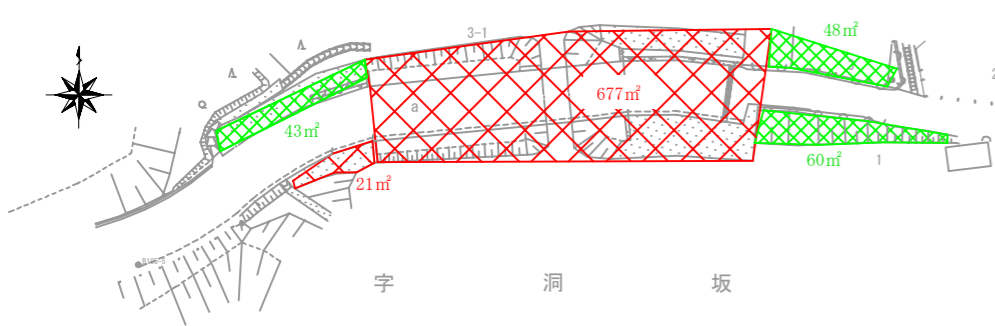


人力除草 241㎡  
 寄植剪定 143㎡  
 高木剪定(常緑針葉樹) 6本



⑨ 花浜町営住宅法面

⑧ 洞坂トンネル



⑩ 表浜防潮堤法面

**【特記事項】**  
 ①作業箇所は、住宅と隣接しているため、飛散防止対策を確実に実施すること。  
 この事は、第三者への安全対策も含め、作業員に周知徹底させること。  
 ②寄植剪定を実施する際、地面から生えている別な種類の植物は根元から除去すること。